

おり、在来種への転換に努めるとともに、止むを得ず使用する場合には、施設の出入り口を二重にするなどの対策を施して在来種の生息域への拡散防止を行う等、適正な管理を行う必要がある。

緑化工などの公共事業において外来植物を利用する際は、特定外来生物を含む「生態系被害防止外来生物リスト」に記載された種を避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、現状の生態系への影響に配慮しつつ生育域の拡散防止対策を推進する。

外来牧草については、採草・放牧地からの生育域の拡散防止や在来種の保全等、生態系への影響を防ぐ対策を推進する。

ブラウントラウト等の産業管理外来種については、水産業のみならず地域経済の活性化に広く貢献している一方、生態系への被害を及ぼすおそれがあることから、関係者が連携して生息域の拡大防止の取組を推進する。

(2) サプライチェーン全体で取り組むことで生産現場を後押しする

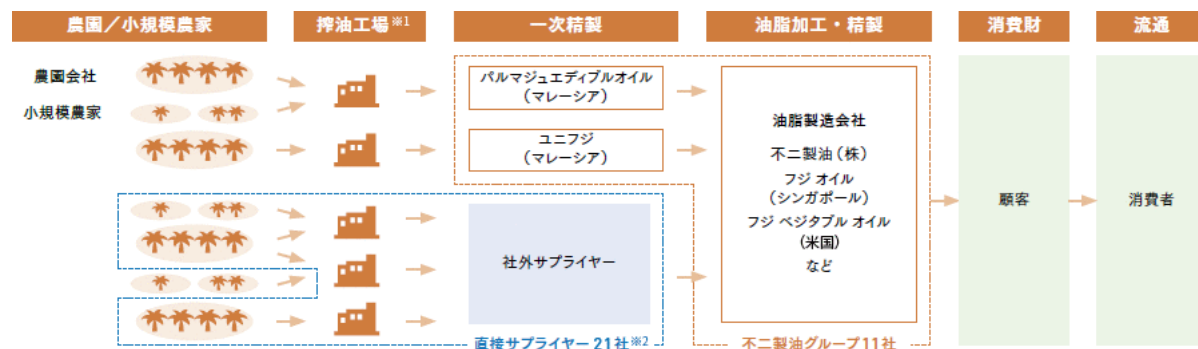
1) 生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築【ターゲット 7、15、16】

国民の価値観の多様化、健康な食生活や持続可能な生産・消費が求められる動きが見られる中、ビジネスにおいても持続可能性への取組が企業評価や ESG 金融を実践する上で重要な判断基準となりつつある。特に食品企業にとっては、国際的に普及している持続可能な取組に即した企業活動を行うことが市場における価値を高める上で重要になっており、農林水産省としても 2030 年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指すこととしている。

責任ある調達方針に基づく持続可能なパーム油調達に向けた取組

パーム油は、ほかの植物性油脂と比べて加工しやすく単位面積当たりの収穫量が大きいと、食品から化学品まで幅広く使われ、世界の植物性油脂原料の中で最大の生産量となっているが、農園開発に起因する森林破壊や、強制労働・児童労働などの人権侵害が危惧されている。

不二製油グループでは、平成 28 (2016) 年 3 月に「責任あるパーム油調達方針」を策定し、パーム油サプライチェーン上の「森林破壊ゼロ」「泥炭地開発ゼロ」「搾取ゼロ」実現に向けて、具体的な 2030 年目標を掲げて取り組んでおり、「第 22 回グリーン購入大賞」で、農林水産大臣賞を受賞した。



出典：不二製油グループ本社（株）ホームページ

(食料・農林水産業におけるプラスチック資源循環)

近年、海洋プラスチックごみ問題の顕在化など、プラスチックごみが生物多様性に及ぼす影響が懸念されており、プラスチックごみの排出抑制と資源循環は生物多様性保全の観点からも重要である。

農業生産においては、農業用ハウスやトンネルの被覆資材、マルチ、畜産のサイレージラップのほか、

肥料成分を合成樹脂等の膜でコーティングした被覆肥料など生産資材としてプラスチックを使用していることから、プラスチック問題に対しても適切に対応することが必要である。

これまでも、資材メーカーで構成する団体等により、使用済みの農業用フィルムの適正処理や生分解性マルチの利用促進、被覆肥料の被膜殻の流出防止など、海洋プラスチックごみ問題の解決にも資する取組が自主的に行われているところであるが、排出事業者である農業者は一般に零細で、発生地域が分散している等の実状を踏まえ、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」に基づき、行政機関及び農業者団体が関与して適正処理を推進しており、今後も各地域においてブロック協議会や都道府県協議会を開催し、情報や地域課題の共有、法令周知の徹底を図る。

食品産業では、PET ボトルやトレイ、カトラリーなど、多種多様なプラスチック製品を活用しており、とりわけ容器・包装は新型コロナウイルス感染症の影響を受けエッセンシャルユースによる使用量が拡大していることから、「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）等に基づき、食品産業におけるプラスチック製品の製造、販売、排出の各段階でプラスチック資源循環等の取組（リデュース、リユース、リサイクル、リニューアブル）を促進する。

具体的には、食品産業におけるプラスチック製品の環境配慮設計の促進、外食等のサービス提供時に無償提供されるワンウェイプラスチックの使用量の削減、小売等の排出事業者によるプラスチックの自主回収・リサイクル等、食品産業における取組を推進する。

海洋プラスチックごみ問題対策の一環として、漁業に伴って生じる廃棄物の適正処理の徹底のため、漁業者等による漁業系廃棄物の計画的処理を推進するほか、必ずしも高い強度や耐久性が求められない漁具等について、海洋生分解性プラスチックが利用されるよう開発を推進する。また、環境省と連携し、漁業者が操業中に回収した海洋ごみを持ち帰り、自治体が処分する体制の構築を推進する。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、食料・農林水産業における排出事業者に対する指導・助言及び多量排出事業者に対する勧告・公表・命令を通じて、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進する。

瀬戸内海の海洋ごみの削減を目指す「瀬戸内オーシャンズX」

令和2（2020）年12月、日本財団と瀬戸内海に面する岡山・広島・香川・愛媛の4県が連携し、5か年計画で海洋ごみ対策に取り組むプロジェクト「瀬戸内オーシャンズX」が発足した。

瀬戸内オーシャンズXでは、「調査研究」「企業・地域連携」「啓発・教育・行動」「政策形成」を4本の柱として、瀬戸内海の海洋ごみの流入量を減らし、回収量を増やす取組を進め、循環型社会を見据えた海ごみ対策の「瀬戸内モデル」として世界に広げていくことを目指している。



（森林の有する多面的機能に配慮した木材等の流通の促進）

違法に伐採された木材の流通は生物多様性を含む森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるため、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）（通称：「クリーンウッド法」）に基づき木材等を取り扱う事業者に合法性の確認を求めるとともに、合法伐採木材等の消費者等への普及を促進する。

（生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度等）

生物多様性の保全に取り組む生産者から優先的に調達するため、森林経営に関する一定の基準に基づいて認証された森林から産出される木材及び木材製品（認証材）等について、消費者の選択的な購入を促す森林認証制度の普及等を図る。

また、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、消費者の認知度向上等を推進するとともに、生産者及び流通加工業者による水産エコラベル認証の活用促進を図る。

（事業系食品ロス削減に向けた取組）

世界では、拡大する食料需要を満たすため森林を伐採して大規模単作農業が行われることについて生物多様性と気候変動の視点から懸念されている。我が国は国内の食料需要の大半を海外に依存しており、食品産業から発生する事業系食品ロスの削減は生物多様性保全の観点からも重要である。

このため、サプライチェーン全体での食品ロスの発生要因となっている商慣習の見直しに向け、食品製造業、食品卸売業、食品小売業が一体となり、納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長を進める。また、飲食店等における食べ残しの持ち帰りや、季節食品の需要に見合った販売について、食品事業者・消費者双方の理解・協力を得ながら推進する。

これらの取組により、2030 年度までに、事業系食品ロスを 2000 年度比で半減させることを目指す。

さらに、2050 年までに、AI による需要予測や新たな包装資材の開発等の技術の進展により、事業系食品ロスの最小化を図る。

（サプライチェーンにおける金融機関の役割）

サプライチェーンにおける生物多様性の主流化に向けては、金融機関の役割が大きくなっている。

令和 3（2021）年 2 月に英国財務省が公表した「ダスグプタ・レビュー」に示されたように、今後、プラネタリー・バウンダリーの観点から生物多様性と経済の関係はさらに密接になり、サプライチェーン上の各主体の役割が今以上に問われていくと考えられる。また、SDGs の認知度の向上とともに、ESG 要素を含むサステナブルファイナンスによるゴール達成への貢献に期待が高まっている。

特に、ESG 金融が急拡大する中で、金融の果たす役割が非常に注目されており、機関投資家を含む金融機関には、生物多様性を含む環境に配慮した経営を持続的に行う企業を評価し、そうした企業への投資を拡大させることが求められている。さらに、投資家が企業を評価するために、生物多様性に関する情報開示について国際的な議論が加速している。

こうした流れを踏まえ、生産、加工、流通等の各段階において、生物多様性に係る取組をモニタリング、評価、発信する手法について研究・開発を進めながら、食料や資材、原材料の国内流通、輸出入についても検討を進め、国内の農林水産業に対する投資機会の増大等に向けて政策手法のグリーン化に取り組む。

また、国内の動向に目を転じると、融資先の環境配慮活動を評価し、それにより融資の可否や金利など融資条件の設定などを行う環境格付融資を導入する金融機関も近年増え始めている。

地方銀行や信用金庫等の地域金融機関においては、生物多様性を含む環境分野を成長産業として捉え、自治体や企業などとの連携の下、環境配慮型の事業に自ら取り組む例も生まれている。

こうした流れを見据えて、融資等で環境に配慮した生産や事業活動を後押しする取組に加え、先進的な好事例の発掘、発信を行い、各地域での取組の誘発を図っていく。

2) 生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進【ターゲット9、12、14、15、16】

(環境保全型農業に対する理解等の促進)

「みどりの食料システム戦略」においては、化学肥料使用量や化学農薬使用量（リスク換算）の低減と有機農業の面積拡大に向けた取組を推進することとしている。

こうした有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図るため、有機農業の生産から学校給食での利用等の消費まで一貫して、地域ぐるみで取り組む市町村を支援する。あわせて、国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携し、SDGsの達成に貢献する有機農業の取組やそこで作られた農産物に対する消費者の理解が得られるよう、需要喚起の取組の推進に努める。また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方自治体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう、必要な支援に努める。

有機JASを満たして生産された農産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用したほ場において生産され、環境に配慮している生産方法を用いている点に関し、消費者の理解を醸成する。

有機農業で生産された農作物を学校給食などで積極活用

大分県^{うすきし}臼杵市では、農地やその周辺の生態系を保全するため、化学肥料・化学農薬に頼らず、環境にやさしい「ほんまもん農業」を推進している。平成22(2010)年度には、「臼杵市土づくりセンター」を開設し、原材料の8割を草木類、2割を豚糞とした「うすき夢堆肥」を製造するとともに、化学肥料・化学農薬を使わない圃場で栽培した農産物を「ほんまもん農産物」として市長が認証する市独自の認証制度を行っている。

また、販売網を確保することで有機農業が経済的に成り立つ環境整備を進めており、市内の飲食店や学校給食における地元食材の利用促進など、地産地消の取組を支援。臼杵市の小学校、中学校では、市内の約70戸の農家の協力を得て、給食で使用する野菜の約40%が地元産でまかなわれている。



(食育や農林漁業体験の推進)

生物多様性に関する理解や知識を深め、行動変容に結び付けるためには、教育・学習が重要である。特に、学校教育や自然とのふれあいを通して、自然や生物を知り、体感することは大切である。

「第4次食育推進基本計画」においては、国民の健全な食生活の実現と環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGsの考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することとしている。

食料の生産から消費等に至る食の循環が環境に与える影響に配慮する必要があることから、生物多様

性の保全に効果の高い食料の生産方法等に関する普及啓発、持続可能な食料システムにつながるエシカル消費の推進等、環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育を推進する。

また、農林水産業の活動そのものや農林水産業と生きものとの関わりが理解されにくい状況となっているため、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等について理解を深める農林漁業体験を推進する。

地場産物の活用は、生産地と消費地との距離が縮減され、その輸送に係る二酸化炭素の排出量も抑制される等、環境負荷の軽減にも寄与するものである。また、直売所等における地域の農林水産物の利用促進を図るため、多様な品目の生産・供給体制の構築及び加工品の開発を推進するとともに、学校、社食等施設の給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制を構築し、地域の農林水産物の利用を拡大する。

さらに、生活様式の多様化等により、優れた伝統的な食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつあることから、和食給食の推進や伝統的な地域の多様な食文化を次世代へ継承する活動を推進する。食文化の保護・継承は食生活の文化的豊かさを支える上で重要であるとともに、環境負荷の軽減にも寄与し持続可能な食に貢献することから、子育て世代をターゲットとして、食文化の良さを理解し、家庭での実践につなげてもらうための取組を実施するとともに、地域の食文化のストーリー・付加価値のある情報を一元的・体系的に整理し分かりやすく情報発信を行う。

国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察、森林スポーツ等に適した国有林野を「レクリエーションの森」として設定している。また、自ら森林づくりなどを行うことを希望する民間団体等と協定を締結してフィールドを提供する「協定締結による国民参加の森林づくり」を推進している。さらに、企業等が国と分収林契約を結ぶことで、社会貢献、社員教育又は顧客とのふれあいの場としての森林づくりを可能とする「法人の森林」の設定を推進する。

稲作体験を通じて田んぼの生きものや農耕文化を学ぶ「住吉 かかしプロジェクト」

大阪市の住吉大社は、平成 25 (2013) 年から、国の重要無形民俗文化財である「御田植 神事」の苗床を希望する近隣の幼稚園・小学校などに分けて、同じ稲を育てながら 案山子 の作り方や 御田 に生息する生きものを学ぶ「住吉かかしプロジェクト」を行っている。乾燥した御田の土を「謎の土」と命名して配布し、水に入れることで様々な水生生物が発生し観察できる企画は、稲作と生きものとの関わりを知る体験として参加した児童・生徒に好評を得た。なお、住吉大社は同プロジェクトを通じて、御田の環境保全と伝統文化の継承に努め、SDGs の達成に貢献することとしている。



謎の土に水を入れて観察



プロジェクトの広報誌「御田通信」でアンケート結果を報告

（持続可能な生産消費の促進）

農林水産分野における持続可能な消費の促進は、国や地方自治体の取組だけでは限界があり、サプライチェーンを担う生産者や企業等の協力を得て、小売店舗での取組なども含めた情報発信を行うことが重要である。このため、多様な主体が協力し、技術や情報など互いの強みを組み合わせながら、社会全体の取組として進めていく必要がある。

このため、2030 年までの SDGs の達成を目指し、食や農林水産業の持続可能な消費を広めるための活動を推進する「あふの環 2030 プロジェクト」（農林水産省、消費者庁、環境省連携）を立ち上げ、これをプラットフォームとして、多様なステークホルダーとの対話を進めながら、消費から持続可能性重視の消費へと価値観と行動の変容を促し、持続可能な生産消費の促進に取り組む。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）（通称：「グリーン購入法」）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、国等の食堂における有機農産物等の使用が配慮事項として追加されたことから、農林水産省の食堂においても、率先して有機農産物の使用を進めるとともに、こうした取組を通じ、有機農産物等を含む環境に配慮して作られた農林水産物の需要拡大、持続的な食料・農林水産業の発展につなげていく。

（農業・農村の役割に対する理解等の促進）

国民共通の財産としての農山漁村空間の保全・管理に向けて、グラウンドワーク活動等に見られるような集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組への支援や、生物多様性等の豊かな地域資源を生かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する地域ぐるみの取組を支援する。さらに、農山漁村の食文化や美しい景観を活かし、新型コロナウイルスによる社会変化を踏まえたニーズに対応できる地域づくりの取組を支援する。これらを通して、農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民の理解を促進するとともに、農泊等により都市と農山漁村の交流や関係人口の創出・拡大、定住を促進する。あわせて、都市住民が身近に参加しやすい都市農業についても推進する。

さらに、FAO の世界農業遺産（GIAHS）等の地域の生物多様性保全の取組を評価する制度を活用し、我が国の農林水産業の多様な価値を国内外に PR するとともに、農山漁村地域の活性化を図る。

（鳥獣被害対策の理解促進）

鳥獣による農林水産業への被害の現状や対策について、広く国民に周知を図る。

特に、近年、増えすぎたイノシシ、シカなどの野生動物による農林業に対する被害は深刻化し、生物多様性保全の脅威ともなっており、捕獲の担い手の育成・確保等の各種対策に加え、捕獲鳥獣の食肉等としての適正な利活用の促進、衛生管理の知識を有する捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成、野生鳥獣肉（ジビエ）のブランド化など、地域資源として捕獲鳥獣の利活用に向けた取組を推進する。

（国民参加の森林づくり等の推進）

森林・林業が持続可能な社会の構築に果たす役割や木材利用の意義に対する国民の理解と関心を高める必要があることから、多様な主体による森林づくり活動の促進に向けて、企業・NPO 等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた国民への普及啓発活動の促進に努める。あわせて、森林環境教育や木育を推進するため、身近な森林の活用等による自然保育等の幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場

に関する情報の提供、教育関係機関等との連携の強化、林業後継者等を対象とした林業体験学習等を推進する。

(内水面漁場・生態系の保全に対する理解促進)

内水面の漁業権を免許された漁協は、放流等による水産資源の増殖や河川環境の整備等、漁場である河川・湖沼を持続的に利用するための管理を行っており、このような漁協の活動が内水面生態系の保全に大きな役割を果たしている。河川・湖沼は、釣り場やレクリエーションなど自然と親しむ場として国民にとっても欠かせないものとなっており、良好に保全・管理していくためには利用者である国民の理解と協力が欠かせないことから、国民に広く内水面生態系の重要性とその保全・復元を担う漁協の活動についての理解を広めるため、漁協による普及啓発活動を促進する。

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する

我が国における農林水産空間は農業生産活動等の人の働きかけにより維持されている自然環境であり、農林水産業を通じた農山漁村の振興は豊かな自然環境や生物多様性保全、良好な景観形成等、多面的機能の発揮の観点からも重要である。農林水産業を営むことで景観が守られ、生物多様性が維持される。

しかしながら、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農用地・水路・農道等の地域資源の適切な保全管理が困難な状況となっており、これらの多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、このような状況を踏まえた施策を展開していく必要がある。

これらの施策の展開や、直面する環境や社会課題の解決に向けては、自然を活用した解決策(NbS)を基本として対処し、豊かな自然を劣化させることなく、更なる蓄積をもって次世代に継承することが求められる。

昆明・モントリオール生物多様性枠組に盛り込まれた、2030年までに陸域及び海域のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECDにより保全するとのいわゆる30by30目標は、より広範な陸上景観(ランドスケープ)、海洋景観(シースケープ)と統合した扱いを掲げているほか、農林水産業が営まれる地域の持続可能な管理という目標も定められた。

(1) 農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成【ターゲット1、2、3、10、22、23】

(農村地域における対策)

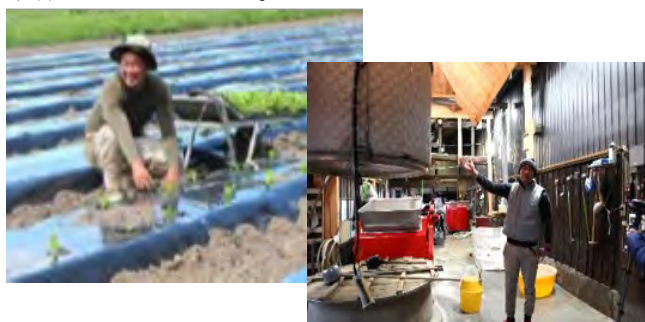
適正な農業生産活動の継続による耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域等への支援を行うとともに、農地・農業用水等の地域資源の保全及び質的向上を図る観点から地域ぐるみで行う共同活動に対する支援を行う。また、グラウンドワーク活動等に見られるような集落・民間企業・行政等が協働して行う農村環境を活用した取組への支援や、生物多様性等の豊かな地域資源を生かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する地域ぐるみの取組を支援する。さらに、農山漁村の食文化や美しい景観を活かし、新型コロナウイルスによる社会変化を踏まえたニーズに対応できる地域づくりの取組を支援する。これらを通して、農業・農村が生物多様性に果たす役割について国民の理解を促進するとともに、農泊等により都市と農山漁村の交流や関係人口の創出・拡大、定住を促進する。

また、農林水産業従事者の一層の高齢化と減少が今後見込まれる中、産業の持続性を確保するためには、農山漁村地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくことが重要であることから、大学等でのキャリア教育に取り組むとともに農林水産業の新規就業者の育成・確保、半農半Xを含む多様な農業経営の推進、地域を支える体制・人材づくりを図る。特に、農林水産業・農村漁村の持続性や多様性の観点から、生活者の視点を有する女性の意見を地域の方針策定に反映させていくことが重要であることから、地域をリードする女性農林漁業者の育成・登用、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性が活動しやすい環境づくりを推進する。さらに労働時間の大幅な削減に資する自動草刈り機や自動水管理システム等のスマート農業技術の社会実装を推進する。

半農半Xの拡大による地域の労働力の確保

生産現場では、農業と宿泊業や、農業と酒造りなど、農業を営みながら他の仕事にも携わる働き方である「半農半X」の拡大に向けた取組を一部自治体が実施している。

例えば島根県では、平成22（2010）年度から半農半Xに取り組む県外からの移住者を支援しており、「半農半農雇用（農業法人等での雇用）」、「半農半蔵人（酒造会社勤務）」、「半農半サービス（道の駅勤務、新聞配達等）」、「半農半自営業（庭師、左官、写真家）」等を実践者として認定している。



半農半Xの実践者（農業と酒蔵の勤務：島根県）

（山村地域における対策）

我が国の山村は人口では2.5%を占めるに過ぎないが、国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めており、農林産物の供給のほか、農林産物の供給のほか、水源の^{かん}涵養や地球温暖化防止等の公益的機能に加え、多様な自然環境との関わりの中で、個性豊かな地域文化を形成するなど、国民生活の向上に重要な役割を果たしている。

一方で、山村は過疎化や高齢化が進み、担い手不足による森林の荒廃等の問題が生じているため、森林の適切な整備・保全や生物多様性の保全を行うためには、その担い手の確保とともに山村地域の活力を維持することも必要である。

このため、「緑の雇用」事業等による新規就業者の確保により移住・定住の促進を図るとともに、山村地域の有する生物多様性が豊かな自然や文化、景観等の資源を活用した農林複合経営や「森林サービス産業」等の推進により、新たな山村価値の創造を図る。

（漁村地域における対策）

漁村の人口減少や高齢化が進み、漁村の活力が衰退し、多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されていることから、漁業への就業を希望する者に対する研修支援などを通じて新規就業者の確保を図るほか、「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」を通じて漁業・水産業において女性が活動しやすい環境づくりを推進する。

（２）農林水産空間の保全・利用の推進【ターゲット１、２、３、１０、１１】

（農山漁村の活性化に向けた対策）

農山漁村における生物多様性を保全するため、在来種の復活に向けた地域ぐるみの有機農業の実践、農地整備の際にため池をビオトープとして保全する取組、農地・農業用水等の保全、水田魚道の設置や渡り鳥への生息地の提供、鳥獣被害を軽減するために緩衝帯を整備する取組、森林づくり、漁場保全のための植林や藻場・干潟の維持管理活動など、様々な活動が行われている。

これら各地域での農林水産業を通じた様々な生物多様性保全の取組は、これらの取組の結果生産された農林水産物の販売が増加するなど農林水産業や農山漁村の活性化にもつながっている。

このような多岐にわたる生物多様性保全の取組は、農林漁者に加え、地方自治体、NPO、地域住民、企業、教育機関等、地域の特性に応じ、多様な主体が連携して行われていることから、地域ぐるみの取組を推進する。

また、遊休農地については、「農地法」（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく利用状況調査、利用意向調査等により、発生防止・解消を図っている。これらにより、遊休農地を発生防止・解消することは放棄後に発生する侵略的な植物が優先する植生の防止等の生物多様性保全にも資するものである。

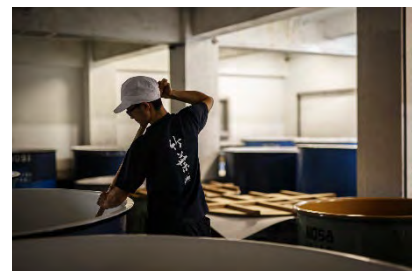
酒米を生産し“耕作放棄地”を蘇らせた能登の酒蔵の「里山を守る」取組

能登地域は、平成 23（2011）年に日本で初めて世界農業遺産に認定されるなど世界的にも貴重な農業景観を有する地域である。

他方で、近年は高齢化などを背景に耕作放棄地が広がってきていることが課題となっている。

明治創業の^{かずま}数馬酒造（石川県能登町）では、能登の農業景観の保全を目指して、平成 26（2014）年からパートナー農家とともに耕作放棄地を活用した「水田づくりからの酒造り」を開始。100 軒以上の地主から耕作放棄地を借り受け、開墾し、酒米を育てて日本酒を造る活動を進めている。

令和 3（2021）年までに約 26ha（東京ドーム約 6 個分）の耕作放棄地を蘇らせ、同年から使用する全ての原料米を能登産に切り替えている。



（里山林の継続的利用に向けた対策）

里山林は、落葉や薪炭材の採取等地域住民等の利用による適度な働きかけが加わることによって、その環境に適応した様々な野生生物が生息・生育するなど生物多様性の保全上重要な場所であるとともに、その立地等を活かした人と自然とのふれあい・教育の場としての役割も期待されている。さらに、木材利用だけでなく再生可能エネルギーである木炭や薪などの地域資源の利用が活発化することにより、その適切な管理が図られるものである。

しかし、近年の農山村地域の過疎化・高齢化や生活様式の変化に伴う利用の低下による植生遷移の進行等のために、種構成や種多様性に変化がもたらされており、多様な主体による里山林への新たな働きかけを推進していく必要がある。

このため、地域と企業、NPO 等との連携による植栽や下刈り、間伐などの森林づくり活動への支援や、

里山林の活用方策の検討などにより里山林の多面的・継続的な利用を促進する。

なお、これらの推進に当たっては、バイオマスエネルギー利用も含めた木材需要の確保と一体的に取り組んでいく必要がある。

（漁村環境の保全・利用の推進）

漁村は、漁業を営むだけでなく、良好な自然環境や景観の形成、地域の伝統文化の継承、人々へのやすらぎ空間の提供等の多面的機能を有し、自然の大切さを学べる場でもあることから、漁村環境の保全・利用を図る必要がある。一方で、このような漁業・漁村の多面的機能は、人々が漁村に住み、漁業が健全に営まれることによって初めて発揮されるものであることから、渚泊や体験学習、自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の漁業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図る。また、国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進する。

（3）森里川海を通じた生物多様性保全の推進【ターゲット 10、11、12】

（田園地域における生物多様性保全の推進）

水田は水鳥を始めとする様々な生きものの生息地として重要な湿地という側面を持ち、その生物多様性を高める農法である冬期湛水、生きものが行き交うための水路から水田までの連続性を確保する水田魚道の整備も進められている。子どもたちは、こうした水田や水路等の水辺環境を学びの場や遊び場として活用している。

このような取組は、コウノトリやトキのような極めて希少な生きものの生息・生育環境を守るとともに、地域での身近な多種多様な生きものが暮らす空間を広げ、我が国全体の生物多様性保全につながることから、このような地域での取組を評価し、支援することが重要である。

このため、地域での合意形成を図りつつ、専門家の意見を踏まえて生物多様性保全に対応した基盤整備を推進するとともに、自然とふれあえる空間づくりなど田園地域や里地里山の環境整備を推進する。

また、有機農業を始めとした環境保全型農業を推進するとともに、生物多様性保全に資する栽培技術の確立・普及等の支援を行う。あわせて、水田や水路での生きもの調査など、水辺環境を学びの場や遊び場として活用し、自然とふれあう機会を増やすことで農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進するなど、地域における生物多様性保全の普及活動を一層推進する。

（森里川海が一体となった生物多様性保全の推進）

「森は海の恋人」と言われるように、森林は、水源 涵^{かん}養機能や土砂流出防止機能等を有するとともに、栄養塩類等を、里地里山や田園地域を流れる川を通じて、海へ供給し、里海の生きものである海藻や植物プランクトンを育てるなど、海域の生物多様性にも寄与している。

漁業者の間においても、古くから海の近くの森が魚を集めることが知られており、神社を設けて立ち入りを制限したり、藩が^{とめやま}留山として伐採を禁止したりするなど、海の近くの森の保全を図ってきた。現在でも、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく魚つき保安林として全国で 6.0 万 ha が指定され、伐採の制限などの保護措置が講じられている。さらに、近年では、磯焼けなど沿岸域の環境問題が顕在化するなかで、山の栄養塩が川を通じて海にもたらされ、魚介類や海藻を育むという考えが広まり、漁業関係者の間では川の上流部に植林を行う取組が盛んに行われるようになった。

また、田園地域・里地里山に暮らす人々や生産活動を行う者にとっても、森林の水源 涵^{かん}養機能は重

要であり、水源となる森林の保全に取り組んでいる。農業生産活動においても農薬・肥料を適切に使用することにより、里海などの生物多様性への影響を低減することが可能である。さらに、水路等における生きものの生活史や移動に着目し、生態系ネットワークを重視した基盤整備を行うことにより、森里川海の生物多様性を保全することも可能となる。このように、森林、田園地域・里地里山、里海などは相互につながっており、林業、農業、水産業の現場は密接なつながりがあることから、生態系全体を通じた生物多様性保全を行う必要がある。このため、田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者等による広葉樹等の植林活動への支援、魚つき保安林の指定とその保全、漁場保全のための森林整備など、森里川海が一体となった生物多様性保全の取組を積極的に推進する。

ASC 認証取得のカキ養殖の販路の拡大と森里川海の連携

平成 28（2016）年に宮城県漁業協同組合 志津川^{しづがわ}支所の戸倉出張所が手掛けるカキ養殖が、環境や地域社会に配慮した養殖業だけが取得できる国際的な認証である ASC（水産養殖管理協議会）の養殖認証を日本で初めて取得した。

また、同町では、南三陸森林管理協議会が FSC 認証を取得し、志津川湾の海藻・藻場がラムサール条約の登録を受け、官民一体となって森里川海をつなげた持続可能な生産体制づくりに取り組んでいる。



（４）生態系を活用した防災・減災の推進【ターゲット 11】

我が国各地で地震や異常気象に伴う豪雨等の大規模な自然災害が頻発化・激甚化する中、今後も発生し得る災害に備えるため、農林水産業や農山漁村における防災・減災、国土強靱化対策の推進が課題となっており、課題の解決に向けて、農業水利施設を含む二次的自然を活用した対処が求められている。

大気・水の調節や土壌浸食抑制などの農山漁村において発揮される生態系サービスは、暴風雨や洪水など自然災害リスクを軽減するといった機能を持ち、国土保全や防災・減災の上で重要な役割を担っている。さらに、ミレニアム生態系評価では、暮らしに必要な食料・水に加え、自然景観、レクリエーションの場なども提供するとされている。

農林水産業や農山漁村を災害から守り、持続可能なものとしていくことは、安全・安心で豊かさを実感することのできる未来をつくる上で必要不可欠であり、頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や「田んぼダム」などの流域治水の取組等により農業・農村の強靱化を推進する。

また、短時間強雨の発生頻度の増加等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、森林が有する公益的機能の発揮が必要な保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備等の治山対策を推進する。

「田んぼダム」による洪水防止機能の強化

近年、一時的に雨水を貯留することにより、洪水の防止・軽減に寄与する水田の洪水防止機能への関心が高まっている。「田んぼダム」は、水田の排水口に流出量を抑制するための調整板を設置することなどにより、その機能を強化し、河川や水路の水位の急上昇を抑える取組。「田んぼダム」の取組により、農地、集落、市街地等の浸水被害リスクの低減が期待される。



4. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

我が国は、農耕の開始以来、多様な環境に適した多様な栽培植物を導入・開発し、食料を確保してきた。現在でも、多様な生物資源を食料、医薬品、燃料などの資源として利用しながら、国民の生活は成り立っている。しかしながら、世界的には、気候変動や開発行為による環境悪化、熱帯雨林の急速な減少、砂漠化の進行等により、多様な遺伝資源が減少、滅失の危機にある。

一方で、遺伝資源の中でも、特に、優れた高温耐性や病虫害耐性を持つ熱帯地域の在来品種と作物近縁野生種は、気候変動に伴う劣悪環境及び新規病虫害に打ち勝ち、食料生産の安定化に寄与する新たな品種を開発するために必須であり、近年のバイオテクノロジー等科学技術の進展と相まって、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するものと期待されている。また、国内の在来品種や食用野生植物は、特色ある食味又は機能性を持っているほか、我が国の地域固有の食文化を伝承してきた媒体でもあり、これらの保全と利用促進は農山漁村の活性化にもつながる。

このような貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを持続的に利用し、公正かつ公平に共有することは国際的にも重要であり、SDGs のターゲット 2.5 にも盛り込まれている。

CBD-COP10 において採択された遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書について、我が国は平成 29（2017）年に締結しており、引き続き、本議定書に沿った遺伝資源の収集、利用を行うことにより、持続可能な農林水産業を発展させていく必要がある。令和 4（2022）年の CBD-COP15 では、昆明・モントリオール生物多様性枠組において、遺伝資源へのアクセスの改善や遺伝資源の利用に伴う衡平な利益配分についても目標の一つに掲げられた他、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）の利用から生ずる利益の配分についても決定されたところ、今後、議論が進む見込みである多数国間の利益配分メカニズムに係る検討を含め、関係省庁と連携し、引き続き国際的なルール作りに向けた議論に積極的に関与し、国際的な合意形成に貢献することが重要である。

さらに、植物遺伝資源に関する国際的な取組として、各国共通のルール下で植物遺伝資源を円滑に取得・活用できる多数国間の制度を持つ「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）」についても、我が国は平成 25（2013）年に締結しており、多数国間の制度の強化等を通じて植物遺伝資源の取得が容易となるよう、引き続き条約交渉に参加する。

（1）農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進【ターゲット 4、5、9、13】

遺伝資源が有する、農業生産を安定化する高温耐性や長雨耐性、農薬や化学肥料の低投入を実現する病虫害耐性や貧栄養耐性、生産コストを低減する超多収性、高いエネルギー変換特性は、食料、環境、エネルギー問題の解決に資する新品種を生み出すことが期待されるため、多様な遺伝資源の収集と持続可能な保全に加えて、特性情報やゲノム情報の付与による利用のための調査研究を進めることが不可欠である。

このため、新しい品種の育成等の研究開発に提供するための在来品種や作物近縁野生種等の遺伝資源の収集と持続可能な保全、特性評価の強化、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図るほか、遺伝資源のゲノム研究における遺伝子の機能解明とその利用技術を開発し、画期的新品種の育成や新産業の創出を図る。特に、我が国固有の遺伝資源である和牛等において、その持続的な生産を維持していくため、遺伝的多様性に配慮した家畜改良を推進する。あわせて、地鶏

等の地域資源を安定的に活用するため、卵子や精子の源の細胞である始原生殖細胞（PGCs）を利用した家きん遺伝資源の保存等技術の普及を図る。

また、花粉症対策、景観保全等の森林に対する要請が高まる中で、将来にわたって国内の森林を適正に整備・保全していくために必要な優良種苗の確保を図るため、林木遺伝資源の収集・保存、林木の新品種の開発などを推進する。

さらに、農林水産業にとって有用な遺伝資源については、産学官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発等への利用を推進する。

一方、遺伝資源の多様性が食文化を含む地域独特の風土を形づくっているという側面も忘れてはならない。ユネスコ無形文化遺産に登録されている「和食；日本人の伝統的な食文化」は、郷土料理など地域ごとの特色が色濃く反映された多様な食文化であり、魚介類、農産物、山菜など、各地で地域に根差した多様な食材が用いられている。

このように、多様な遺伝資源は、単に食材や生産資材として利用されるだけでなく、地域の食文化の形成を担っていることから、各地固有の郷土料理等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、農山漁村の活性化につなげていくことが重要である。

伝統食材「あかじゃが」「アワバタダイズ」を活用した植物遺伝資源の保存と地域振興

群馬県立 勢多 農林高校の植物バイオ研究部は、同県 神流町 の伝統食材「あかじゃが」や「アワバタダイズ」の栽培の復活と活用を通して、遺伝資源の保存と地域振興に取り組んでいる。

平成 23（2011）年に調査で発見したアワバタダイズは、当時、ごくわずかの農家が栽培しているだけであったが、栽培講習会の開催や栽培技術相談の受付、優良種子の配布等に取り組んだ結果、アワバタダイズの栽培面積と収穫量は飛躍的に増加することとなった。アワバタダイズを使用した「奥多野みそ」を神流町のみそ店と共同で開発・販売したり、郷土料理の試食会や小学校での出前授業を行ったりするなど、地域振興活動にも取り組んでおり、「生物多様性アクション大賞 2019」において、農林水産大臣賞を受賞した。



（２）遺伝子組換え農作物等の規制等による我が国の生物多様性の確保【ターゲット 17】

世界で栽培されている遺伝子組換え農作物は、ダイズ、トウモロコシ、ワタ、ナタネの４品目が主であり、その栽培面積は増加傾向にある。我が国においては、飼料用のトウモロコシ、油糧用のダイズ、ナタネなど、海外で生産された遺伝子組換え農作物が輸入され、利用されている。

遺伝子組換え技術の活用により、今後も、様々な問題の解決に貢献する新たな農作物の品種が開発されていくと考えられる。しかし、その一方で、遺伝子組換え農作物等は、野生植物との交雑等を通じて我が国の生物多様性に影響を与える可能性があり、遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保を図る必要がある。

このため、我が国では、遺伝子組換え生物を規制する国際的な枠組みであるカルタヘナ議定書に基づき、平成 16（2004）年に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。）を施行し、遺伝子組換え農作物等の品種ごと

に、開発の段階に応じて生物多様性への影響等を科学的に評価し、密封しない状態で運搬したり野外で自生したりしたとしても我が国の生物多様性に影響を与えないことが確認されたもののみ、栽培や流通が認められる仕組みを導入した。具体的には、遺伝子組換え農作物の生物多様性への影響について、主に、①雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、②野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、③在来の野生植物と交雑して遺伝子が広がらないか（交雑性）の観点から、科学的知見に基づき評価する。

また、カルタヘナ法に基づき、我が国の生物多様性への影響が未確認のものが流通しないよう、栽培用の種子等について水際での検査を実施するほか、万が一我が国の生物多様性への影響が未確認のものが国内で流通してしまった場合は、回収や使用中止などの命令の発出等を着実に実施する。

このほか、生物多様性への影響を評価するために必要な新たな科学的知見の集積、遺伝子組換え農作物等の検査技術の開発、国民への情報提供等を実施する。

平成 22（2010）年のカルタヘナ議定書締約国会合において、遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全又は持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済に関する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。我が国としても、平成 29（2017）年にカルタヘナ法を改正し本補足議定書を締結した。引き続き、同法に基づき、遺伝子組換え生物について適切に規制していくことが重要である。

加えて、遺伝子組換え生物等に該当しないゲノム編集農作物等については、その生産・流通に先立ち、生物多様性への影響について、専門家の意見を伺いながら、農林水産省が、問題がないことを確認した上で、開発者から情報提供を受け付け、農林水産省 Web サイトで公開する仕組みを構築している。

5. 農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、そして遺伝子の多様性という大きく三つの定義がある。

これまで、農林水産関連施策における生物多様性保全の取組の評価として、指標種と言われる一部の種の個体数が種の多様性を評価するためのデータとして主に用いられてきた。これは、農業に起因する環境負荷によって減少した種の個体数の回復を取組の効果と位置付けてきたことによる。

生物多様性の保全は、生物の種数や個体数の回復により、それらが創り出す生態系サービスの質と量が回復するという、農業にとって経済的価値のある取組である。しかし、そのことが広く理解されないまま、絶滅危惧種等の個体数の回復ばかりが着目されてきたことが、かえって農業の現場に生物多様性やその保全の取組の意義を伝えることを難しくしていると考えられる。

このため、生物多様性やその保全の取組について、生物多様性への効果だけでなく、それが農林水産業や農山漁村にどのような利益をもたらすかを伝えることで、現場の理解を得ながら施策を進めていく必要がある。また、農林水産業や農山漁村が農林水産物の供給だけでなく、水源^{かん}涵養機能、食文化、美しい景観の提供等の生態系サービスを生み出していることを伝え、国民全体に生物多様性保全の取組の意義について理解の醸成と行動変容を促していく必要がある。

一方、ESG 金融が急拡大を続ける中で、機関投資家を含む金融機関等には、生物多様性を含む環境に配慮した経営を持続的に行う企業を適切に評価し、そうした企業への投融資を拡大させることが求められている。

このため、農林水産業により形成された生態系に特徴的な生物相の特性や調査方法等、過去に実施した研究の成果を活用しながら基礎的なデータの整備を進めるとともに、それらを活用した農林水産空間の生物多様性及び生物多様性が生み出す生態系サービスの評価方法の開発を研究機関等と連携して促進する。また、関連施策を効果的に推進するため、施策に基づく取組が生物多様性へ与える正負の影響を把握するための科学的根拠に基づく評価方法を開発し、それらの評価方法を用いて、生物多様性保全の取組が生物多様性や生態系サービスに与える効果を見える化することを検討するとともに、生物多様性に配慮した農林水産物への国民的及び国際的な理解を深めることを推進する。さらに、生物多様性を含む環境に配慮した食料・農林水産業や関連する技術開発等への投融資拡大に向けて、ESG 価値評価や情報開示基準等に関する企業等のスムーズな移行を後押しするため、関係省庁と連携しながら情報提供等の対応を行う。

（１）農林水産空間の生物多様性に係る調査・研究【ターゲット 21】

（農業生態系の生物多様性に係る取組の推進）

農法に関する生物多様性の評価手法については、環境保全型農業と慣行農業との違いなど生物多様性の保全に貢献する農法の効果等を把握するため、全国 6 地域で研究を実施し、評価対象に水田の鳥類とその餌生物や植物を用いる新たな評価手法を開発し、平成 30（2018）年 3 月に解説マニュアルを公表した。また、農業水路の生物保全機能の評価・保全を推進するため、水路に生息する魚類データと環境データからその水路における魚の棲みやすさを評価するプログラムを開発し、平成 30（2018）年 3 月にマニュアル及び評価プログラムを公表した。今後は、これらのマニュアルを活用して、都道府県や意欲ある農家等と連携・協力し、生産現場での評価手法の活用を図る。

今後、さらに、生物多様性の保全に有効な農法を推進するためには、生物多様性から得られる生態系サービスを明らかにするとともに適切に評価する必要がある。このため、代表的な有益昆虫である土着の天敵や花粉媒介昆虫については、これらの機能を最大化するための研究を引き続き推進するとともに、これらを積極的に利活用する経済性の高い栽培管理体系の開発を推進する。また、土壤微生物機能の解明・発揮に向け、土壤微生物叢と作物（ダイズ）の生育情報、環境要因との相互作用の解析を進める。

（森林生態系の生物多様性に係る取組の推進）

近年の地球規模での環境問題への関心の高まりから、「持続可能な森林経営」の推進が重要な課題と認識されるようになり、国際的なプロセスにおいて合意された「持続可能な森林経営」の「基準・指標」を用いて世界各国が自国の森林の状況をモニターし評価・報告する取組が開始されている。我が国においても持続可能な森林経営の推進を図っていくため、生物多様性を含む森林の状態とその変化の動向を継続的に把握し、評価・報告するとともに、これを地域森林計画等の樹立に反映させていくことが求められる。

このようなことから、我が国が実施する森林資源調査において、非商業樹種や生物多様性に関するデータについても十分に把握する必要がある。木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進する。なお、得られた調査結果については、今後も広く一般に公開し、学術研究での活用を進める。また、持続的森林利用のための森林生態系の管理や生物多様性の保全に対する国民理解の促進に資する研究を推進する。

(海洋生態系の生物多様性に係る取組の推進)

海洋については、沿岸や外洋で漁獲される主要な漁業対象種の資源動向やその変動要因についての調査研究を継続して行っていくとともに、今後もそのデータを蓄積する。

また、面積が大幅に減少している沿岸域の藻場や干潟は、陸域から供給される有機物を分解し、海洋生物の産卵場・育成場を提供することで、漁業や生態系サービスに大きく寄与しており、水産資源の増減にも影響を与えている。良好な漁場環境と生物多様性を維持しつつ持続的な漁業生産を行うためには、この藻場や干潟の生態系で重要な働きをしている分解者の多様性と機能を保つことが非常に重要である。

(2) 農林水産分野における生物多様性保全の取組の見える化【ターゲット 15、16】

(生産物における生物多様性保全の取組の見える化)

生産現場における脱炭素化や生物多様性保全等の環境負荷低減の取組を推進するためには、その生産物の流通、消費の段階での理解を醸成し、適切に評価されることが不可欠である。みどりの食料システム戦略においても、消費者の理解・行動変容等の促進のため、表示方法を含め、事業者の取組の「見える化」を推進することとされている。

一部地域では、生物多様性保全の取組を生産物に表示することにより、生産物を通して生産者と流通業者・消費者のコミュニケーションが図られてきた例がある。こうした取組を参考に、農林水産省において、生物多様性保全の努力を生産物に表示する手法を検討する。

(サプライチェーンをつなぐ見える化の推進)

ここ数年、企業が投資家に対し事業活動における自然資本利用等への配慮の実績を示すために認証品の調達を行う事例が増えている。熱帯地域のプランテーションで栽培された作物であるパーム油、 카카오等については、違法伐採による農地開発を伴わない栽培であること等を基準の一つとした認証があり、これらの認証品を調達することは地球規模の生物多様性保全に貢献することにつながると考えられている。

一方、国産の農林水産物においても、生物多様性保全への貢献を要件の一つとしている認証品の活用事例はあるが、認証の取得率は極めて低い。その理由としては、我が国が属するアジアモンスーン地域においては病虫害の発生や雑草の繁茂が比較的旺盛であり、現状では殺虫殺菌剤や除草剤等の農薬の使用を抑えるのに多大な労働力を要すること、認証取得には複雑な手続や経費を要すること、認証品に追加経費を上乗せして販売しづらいこと等が考えられる。また、企業が継続的に一定量の認証品を調達するには、国産の認証品だけでは数量が確保できないことから、輸入品を選択せざるを得ない可能性が高くなると考えられる。加えて、農林水産業や農山漁村はそれ自体が生態系サービスの基盤となっていること、認証を取得していないがそれと同等の生産方式を実践している生産者もいること等から、認証を取得していないから生物多様性に貢献していないとは言えない。以上のことから、認証基準を考慮することなく、単に認証品の調達を促進することは、我が国の生物多様性保全の取組の促進につながりづらい可能性がある。

我が国の農林水産業やそこから生まれる地域独自の暮らしや文化を守るには、我が国の自然環境や農林水産業の実態を考慮した見える化の手法を検討し、流通事業者や消費者等が持続可能性に配慮した国

産の農林水産物を選択できるように促すことが必要である。また、見える化の手法をより広く活用してもらい、国産農産物の価値を上げていくためには、認証だけでなく、IoT、ブロックチェーン等の新しい技術を活用したよりコストが低く信頼性の高い手法も併せて検討していく必要がある。

このため、国内外で活用されている生物多様性保全の取組の見える化手法の状況を調査・分析し、これから取組を始めようとする生産者や企業等の参考となる情報の提供を進める。

（３）金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討【ターゲット 15】

平成 19（2007）年に欧州委員会とドイツが提唱した生態系と生物多様性の経済学（TEEB）では、自然資本（ストック）から得られる恩恵を生態系サービス（フロー）と位置付け、一般市民やビジネス、行政に渡る全ての人々が、ありとあらゆる意思決定において、生態系サービスの経済的な価値を考慮すること、すなわち「自然の価値の内部化」が必要であるという考え方が示された。

これを受けて、農林水産省は、農山漁村における生物多様性保全に貢献する活動の意義やその価値を経済的に把握して示すとともに、農林漁業者と企業等とが経済的連携関係を構築するための手法を取りまとめた手引き「自然資本を活かした農林水産業の手引き ～ 生物多様性保全の経済的連携に向けて～」を公表した。さらに、農林漁業者の方々向けと企業の方々向けに概要版パンフレットを作成し、理解の醸成に努めてきた。

MDGs（ミレニアム開発目標）が開発途上国の開発を中心課題とし、先進国はそれを援助する立場であったのに対し、平成 27（2015）年に国連総会にて採択された SDGs は、経済・社会・環境の全てを包括する目標となった。SDGs は先進国にも共通の課題であり、その達成のために責任ある行動が求められるようになると、グローバル企業を中心に、年次報告書において SDGs への貢献を示すために ESG 関連情報が開示されるようになった。責任投資原則（PRI）を背景に、金融機関は投融資の意思決定において ESG 評価を重視するようになり、世界の ESG 投融資額は年々増加を続けている。

令和 3（2021）年 2 月に公表された「ダスグプタ・レビュー」において、人類の需要は自然の供給力を既に大きく超過しており、自然との持続的な関係を築くには、経済的成功の測定方法を変更し、需給バランスの取れた経済活動が行われるように制度及びシステムを変革する必要があると指摘された。

こうした状況に即して、ESG を含むサステナビリティ情報開示は大きく変化しつつある。欧州委員会は、非財務情報報告指令（NFRD、2018 年施行）の改正法であるコーポレート・サステナビリティ報告指令（CSRD）を令和 4（2022）年 11 月に最終承認した。同指令では、対象企業の範囲が大幅に拡大されており、大企業のみならず一定の要件を満たす中小企業や EU 域外の企業についても、早ければ令和 6（2024）会計年度から段階的に情報開示義務が適用される見込みである。一方、国際財務報告基準（IFRS）財団が令和 3（2021）年 11 月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立し、サステナビリティ報告に関する国際基準の開発を行うなど、情報開示基準の統一化に向けた動きが加速している。

環境課題に関して、近年、企業においては投資家等から気候変動リスク・機会を開示することを求められており、金融安定理事会（FSB）により設置された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が平成 29（2017）年 6 月に公表した最終報告書（TCFD 提言）に賛同し、自社の気候変動のリスク・機会を分析して環境報告書や財務報告書等で開示する動きが大企業を中心に活発化している。

また、令和 3（2021）年 6 月には自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が正式に発足し、同年の G7 財務相会合で TNFD を歓迎すると宣言された。企業が標準化した枠組に沿って自然資本関連情報を開示することで、世界の資金の流れを「ネイチャーポジティブ」に変えることを目的とし、令和 5（2023）

年9月に情報開示枠組の正式版を公開する予定である。TNFDは、TCFD提言やIFRS基準などの既存の評価手法との統合を図ることを表明している。

一方、気候変動に関する科学に基づく目標（SBTs）設定及びその実行を推進する SBT イニシアチブ（SBTi）の機運に乗り、地球システム全体に関する目標設定への企業の需要に対応するため、2019年にSBTネットワーク（SBTN）が設置された。SBTNは、令和2（2020）年9月に「自然に関する科学に基づく目標（SBTs for Nature）」の設定に関し、企業のための初期ガイダンスの草案を発表し、令和5（2023）年初頭までに企業向けに目標設定の手法を公開すべく検討を進めている。

さらに、令和4（2022）年12月の昆明・モンテリオール生物多様性枠組において、ビジネス、特に大企業、多国籍企業および金融機関が生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を開示するよう措置を講じるとの目標が定められたことから、今後、情報開示に向けた動きが国内外で加速すると考えられる。

こうした情勢を踏まえ、食料・農林水産業に関わる企業が、企業のESG評価手法や情報開示義務等に関する国際動向について必要な情報を適時に入手するとともに、企業評価に活用できる生物多様性データ提供を検討し、スムーズな移行を進められるように、関係省庁と連携して後押しをしていく必要がある。

また、食料・農林水産業に関わる企業が、意思決定において自然の価値の内部化を進めることによりESG評価を向上させ、生物多様性の保全に貢献する生産活動の促進に取り組む企業等への投融資が拡大するよう、関連施策の推進に努める。

自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）

世界の金融の流れが自然にプラスの結果をもたらすものへとシフトするよう、自然関連リスクについて、組織が報告し行動するためのリスク管理と開示枠組みを開発し策定することを使命として令和3（2021）年6月に発足。令和4（2022）年に枠組みのテストと見直しを行い、令和5（2023）年9月に情報開示枠組の正式版を発表し、普及に取り組む予定としている。

2020～2021年	フェーズ0：準備	2020年7月非公式作業部会（IWG）の結成、2021年6月TNFD発足
2021～2022年	フェーズ1：構築	タスクフォースメンバー発表、TNFDの枠組み作り開始
2022年	フェーズ2：テスト	新興国市場と先進国市場で枠組みのテスト及び見直し
2023年	フェーズ3：協議	20の新興国及び先進国市場の金融規制当局、データ作成者、データ利用者と幅広く協議
2023年下期	フェーズ4：公表	主要イベントや独自の広報活動を通じて枠組みを発表
2023年9月以降	フェーズ5：普及	枠組みの導入を支援する継続的なガイダンス

V. 実施体制を強化する

環境と経済の両立に向けて、サプライチェーン全体に対して本戦略の実施を促すためには、現場での取組を着実に進めるための実施体制を強化することが必要である。

このため、本戦略を効果的に推進する上で、各主体に求められる役割を明確にするとともに、関係省庁・民間企業・地方自治体・研究機関、金融機関等の多様な主体が、互いに連携しつつ主体的に行動することを促す。

(国民)

国民には、まず国内外の生物多様性の現状や農林水産業・農山漁村と生物多様性との関わりに関する適切な理解を深めることが求められる。次に、自分達が日々暮らしの中で利用している商品やサービスと生物多様性との関係を知り、よりサステナブルな商品やサービスを選択するようになることで、本戦略の目指す「農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会」の実現に貢献することが期待される。

(教育機関)

教育機関には、教育の現場において、生物多様性や生態系サービスと日々の暮らしとの関係性や生物多様性の損失が起きている背景等について教育していくことが求められる。また、生物多様性について教育するための人材育成とツールの確保も求められる。さらに、生産現場へ足を運ぶ機会を増やすことにより、理解ある消費者を育てることが望まれる。これらにより、国民の適切な理解を深め、行動変容を促すことに貢献することが期待される。

(メディア)

メディアには、科学的知見を踏まえて、生物多様性保全の取組の重要性を広く発信することが望まれる。これにより、国民の適切な理解を深め、行動変容を促すことに貢献することが期待される。

(NPO・NGO)

NPO・NGOには、多様な主体と連携して活動や支援を行い、情報共有を進めることで、より効果的、効率的な生物多様性保全の取組を後押しする役割を担っていくことが求められる。また、一般の国民がこれらの活動に参加することにより、農山漁村で育まれる自然の恵みをより一層実感できることから、生物多様性に関する知識の普及啓発においても大きな役割が期待される。

(農林漁業者)

農林漁業者は、生産活動を通じて農山漁村の生物多様性やそこから生み出される生態系サービスを維持しており、地域の生物多様性保全において最も重要な役割を担っている。一方、農林水産業の生産活動における環境負荷の軽減を促進することも必要である。このため、法律を遵守し、国や地方自治体の各種計画を尊重するとともに、生産活動による生物多様性への影響を理解し、民間企業・協同組合・研究機関等と連携して、より環境負荷が低く生産性も維持できる技術の活用を目指すことが期待される。

(民間企業・協同組合)

民間企業には、自然資本に関連するリスクと機会が財務に及ぼす影響を評価・分析し、サプライチェーン全体における環境負荷の軽減を経営方針に組み込み、取組に関わる情報を開示していくことに加え、金融機関と繰り返し対話を行い価値観や取組のストーリーを伝えることが期待されている。また、協同組合には、生産資材の販売や生産物の調達・流通等を通じて生産現場における環境負荷の軽減に貢献することが求められる。これらにより、金融機関からの評価を得て ESG 投融資が拡大するとともに、農林水産業を含む食料システム全体の持続可能性の向上が促進されることが期待される。

（金融機関）

機関投資家を含む金融機関には、生物多様性を含む環境に配慮した経営を持続的に行う企業を評価し、そうした企業への投資を拡大させることが求められる。また、地方銀行や信用金庫等の地域金融機関には、地域の中小企業のメインバンクとしてのみならず、農林水産分野においても、生物多様性を含む環境分野を成長産業として捉え、環境配慮型の事業への融資を拡大するなど、農山漁村における環境と経済の好循環に積極的に貢献することが期待される。

（研究機関）

研究機関は、生物多様性に関する最新の知見を有することから、本戦略の関連施策に対して、長期の視点に立って技術的な助言、指導を行うとともに、生物多様性や生態系サービスとその保全の取組との関係性を示すためのエビデンスとなるデータ整備や評価手法の開発を促進することが求められる。また、取組の見える化について、国や金融機関等と連携してよりコストが低く信頼性のある手法を検討し、生産現場での取組及び企業や消費者の行動変容の促進に貢献することが期待される。

（地方自治体）

地方自治体は、地域の実情に精通し、その地域の生物多様性保全及び農林水産業の振興に責任を有する。このため、本戦略や「みどりの食料システム戦略」等の関連する各種計画に対応する総合的な施策を実施できるように、関係機関及び関連部局間で連携を密にして、地域の生物多様性を保全し、持続可能な利用を図ることが期待される。また、一つの自治体のみで解決できる課題には限りがあることから、関係する自治体同士で役割を分担し、密接に連携することが望まれる。

（政府）

農林水産省は、本戦略の実効性を高めるため、関係部局及び地方農政局・森林管理局等の地方組織が役割を分担し、連携を図りながら関連施策に取り組むことを促進する。また、農林漁業者や民間企業が生物多様性保全の取組を国内外の投資家や消費者に発信することを後押しし、生産現場で行われている生物多様性保全の取組を推進する。なお、情報発信に当たっては情報を受け取る側の視点を重視し、多様な主体と連携して対象別に適した内容及び手段で分かりやすく伝えることに努める。

地方農政局・森林管理局等の地方組織は、関係省庁の地方組織や地方自治体等と連携して本戦略の関連施策を積極的に推進するとともに、各主体が取り組む生物多様性保全の活動が、地域住民にとって身近になるように広報・普及に努める。

関係省庁は、国の地方組織が各省庁の施策にとどまらず、SDGs や昆明・モントリオール生物多様性枠組の達成に貢献する取組が進むよう連携して取組主体を後押しし、本戦略の実効性を高める。

VI. 関連施策一覧

1. 農林水産分野における地球環境保全への貢献

- (1) 複数の地球環境課題の同時解決を目指す
- (2) 気候変動と生物多様性
- (3) 世界の森林生態系保全・再生への貢献

SDGs※



GBF
2030ターゲット

8、11、15、20、21

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
複数の地球環境課題の同時解決を目指す	持続可能な食料システムの構築	・「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」に基づく施策の実施	・みどりの食料システム戦略
	持続可能な農林水産業に関する国際協力の推進	・生物多様性や気候変動に関する国際的な議論に積極的に参加し、砂漠化防止、水資源の持続的利用、気候変動適応・緩和などの地球環境保全に積極的に貢献することを目指す	・CBD、IPBES、UNFCCC、IPCC等
気候変動と生物多様性	環境課題の一体的な取組の促進	・農林水産施策において、気候変動と生物多様性について、それぞれ独立して取り組むのではなく、相互のシナジーとトレードオフに留意した一体的な取組を促進 ・バイオマス利活用の推進	バイオマス活用推進基本計画（第3次）
世界の森林生態系保全・再生への貢献	持続可能な食料システムの構築	・農産物及び林産物の生産国と協力して農林業を含むグローバル市場の持続可能性を促進し、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力を推進するとともに、開発途上地域における森林の保全・造成に関する協力の推進や国際対話へ積極的に参画	・みどりの食料システム戦略 ・森林・農業・コモディティ貿易（FACT）対話
	途上国の森林保全・造成等のための国際的支援	・途上国における森林保全・造成に関する技術・資金協力、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築、及び森林の整備・保全等による山地流域の強靱化に関する二国間の国際協力や国際機関を通じた多国間の支援	・国連森林フォーラム（UNFF） ・モントリオール・プロセス ・国連食糧農業機関（FAO）拠出金 ・国際熱帯木材機関(ITTO) 拠出金
	途上国の森林減少・劣化の抑制と持続可能な森林経営の促進	・開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+（レッド プラス））の促進や森林の防災・減災機能の強化に資する技術開発や人材育成等を支援	・国際林業協力事業 ・森林技術国際展開支援事業

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

- (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する
- 1) 農業

SDGs



GBF
2030ターゲット

7、10、11、12

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
①生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 （化学農薬のリスク低減等）	総合防除の普及	・（化学農薬使用量（リスク換算））2030年までに10%低減 ・化学農薬のみに依存せず「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進	・消費・安全対策交付金 ・食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築 ・みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系への転換サポート
	新規農薬等の開発	・2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発を推進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
	農薬の適正使用の推進	・最新の科学的知見に基づき農薬登録及び再評価を実施するとともに、生産現場における適正使用を推進	・農薬取締法 ・農業環境規範
（化学肥料の低減や有機物の循環利用）	堆肥利用の推進	・（化学肥料の使用量）2030年までに20%低減 ・堆肥の高品質化・ペレット化技術等の開発や広域流通等により農家の堆肥利用を促進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
	施肥の効率化・スマート化	・土壌や作物の生育に応じた施肥や局所施肥等で施肥を効率化するとともに、データの蓄積・活用により「スマート施肥」を導入	・みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系への転換サポート

※本戦略の各項目とSDGs、GBFとの関わりを示すため、特に関連の深い目標のアイコン・番号を付けています。（関連する目標全てを付けている訳ではありません。）
※予算事業名は令和5年度概算決定資料をベースに作成しています。

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1) 農業（つづき）

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（有機農業等の環境負荷の軽減を重視した農業の推進）	化学肥料・化学農薬の使用量の低減	・ 農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援	・ 環境保全型農業直接支払交付金
	有機農業の推進	・ （有機農業の取組面積）2030年度 63,000ha ・ 有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成等を支援 ・ 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援	・ 有機農業推進総合対策事業 ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、有機農業産地づくり推進、有機転換推進事業
	有機農業実践技術の普及と次世代技術の確立	・ 現場の実践技術の体系化と普及を促進するとともに、2040年までに、主要な品目について次世代有機農業技術を確立	・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系への転換サポート
	GAPの普及推進	・ GAP指導員による指導活動、農業教育機関や環境負荷低減に取り組む団体の認証取得、GAP農産物の需要を拡大していくためのセミナー開催や商談会への出展、実需者とのマッチングの促進など、国際水準GAPの取組の拡大を支援	・ GAP拡大推進加速化事業
②生物多様性保全をより重視した農業生産技術の開発・普及 （農薬・肥料等による環境負荷を軽減する技術の開発・普及）	総合防除の普及	・ 化学農薬のみに依存せず「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進	・ みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業 ・ 消費・安全対策交付金 ・ 食料安定生産に資する新たな病虫害危機管理対策・体制の構築 ・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系への転換サポート ・ ムーンショット型農林水産研究開発事業
	スマート農業技術の開発	・ AI等を用いた早期・高精度な病虫害発生予察による効率的な農薬散布など、環境保全に資するスマート農業技術の開発等を推進	
（生産力向上と生態系の保全を両立する土づくりや水管理技術の推進）	土壌診断に基づく土づくり	・ 土壌診断などの科学的データに基づく土づくりを推進する環境を整備	・ データ駆動型土づくり推進
	有機物の投入促進等による地力の維持、増進	・ ペレット堆肥の普及拡大 ・ 緑肥栽培の導入	・ みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
	化学肥料の利用効率向上	・ 根圏への局所施肥等	・ 環境保全型農業直接支払交付金
	環境に配慮した農法の推進	・ 冬期湛水や中干しの開始時期を遅らせるなどの水管理技術の情報収集・提供	・ 環境保全型農業直接支払交付金
③水田や水路、ため池等からなる生態系ネットワークの保全の推進	生態系ネットワークの保全	・ 地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援 ・ （地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数）2025年度 延べ1,400万人・団体 ・ （中山間地域等の農用地面積の減少防止）2024年度 7.5万ha	・ 多面的機能支払交付金 ・ 中山間地域等直接支払交付金
	生態系に配慮した農地・施設等の整備	・ 農地・農業水利施設等の整備に当たり、環境への負荷や影響の低減を図るなど生態系への配慮を推進	・ 農業農村整備事業
	生態系保全に資する用水確保	・ 農業用水、環境用水等の取得に向けた調査・調整等を支援	・ 水利施設等保全高度化事業（水利利用調整事業）

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

1) 農業（つづき）

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
④生物多様性保全をより重視した畜産業の推進 （国産飼料の増産・利用のための体制整備）	国産飼料の増産	- 飼料生産組織の作業効率化・運営強化や飼料作物の優良品種利用・安定生産、公共牧場の利用、国産濃厚飼料の生産振興、未利用資源の新たな活用・高品質化などの国産飼料の一層の増産・利用のための体制整備 （飼料自給率）2030年度 34%	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大
（家畜排せつ物の利活用 の推進）	家畜排せつ物の適正管理	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく家畜排せつ物の適正管理	家畜排せつ物法
	家畜排せつ物の利活用の推進	- 耕種農家のニーズにあった高品質な堆肥の生産や、ペレット化を通じた広域流通等、地域の実情に応じた家畜排せつ物の利活用の推進 - 家畜排せつ物のメタン発酵によるエネルギー利用や、発酵残渣の液肥利用の推進 （家畜排せつ物の利用率）2025年度 約90%	- 畜産環境対策総合支援事業 - 畜産クラスター事業 - 農山漁村地域整備交付金（畜産環境総合整備事業） - バイオマス地産地消対策 - 環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策
	畜産GAP取得推進	適正な廃棄物等の保管・処理等による環境負荷の低減対策、生物多様性に配慮した取組等の推進	畜産GAP拡大推進加速化
（草地の整備・保全・利用の推進）	草地の整備	- 地域ぐるみでの草地の生産性・機能を維持するための放牧の推進や草地の整備 - 貴重な草地資源を有する公共牧場等の放牧地の整備	- 草地関連基盤整備事業 - 公共牧場機能強化等体制整備事業
⑤都市農業の推進	都市農業の多様な機能の発揮促進	市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進	農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

2) 森林・林業

SDGs	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギー	9 産業、科学、技術イノベーション	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさを守る	17 パートナーシップで目標を達成しよう
GBF 2030ターゲット	1、2、3、10							

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
①森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全 （多様で健全な森林の整備）	多様な森林づくりの推進	・（育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合） 2023年までに2.9% ・森林資源の利用や自然撓乱の頻度に応じた間伐、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化、伐採後の確実な再生造林を実施 ・森林病虫害防除対策及び林野火災の予防による森林の保全を推進 ・国有林野の管理経営に当たって、自然維持タイプ、水源涵養タイプ等の機能類型に区分し、希少な生物の生育、生息に適した森林の維持、間伐や複層林への誘導等を推進するほか、森林資源の有効活用にも配慮し、公益林として適切な施業を実施	・森林整備事業 ・森林病虫害等被害対策事業 ・林業・木材産業成長産業化促進対策のうち森林資源保全対策
	国有林野の管理経営		
（天然林や希少野生生物等への対応）	森林生態系の保存及び復元、点在する希少な森林生態系の保護管理	・天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林等について、自然の推移に委ねることを基本とし、国有林と民有林が連携して取り組む ・里山二次林等については、継続的な保全管理等を推進 ・自然環境の保全、野生生物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている国有林野については、地域住民、NPO等と連携を図りながら、希少野生生物の保護等に努める	・森林・山村多面的機能発揮対策 ・地域連携推進等対策 ・希少野生生物保護管理対策
（国有林野における広範囲できめ細かな森林生態系ネットワークの保護・管理）	保護林の保護・管理	・国有林野において、原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林等を「保護林」に設定し、保護・管理を推進 ・国有林野において、野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林相互を連結して生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し保全・管理を推進	・保護林制度 ・緑の回廊制度
	緑の回廊の保全・管理		
（保安林による森林の公益的機能の発揮）	保安林の計画的な推進	・水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林の指定を計画的に推進 ・（保安林の面積）2033年度までに1,301万ha	・保安林制度
（森林所有者に対する森林管理の働きかけ）	地域における森林の保全管理	・森林所有者自ら経営や管理ができない森林について、市町村が主体となった経営や管理を実施することとし、森林所有者への働きかけを行う ・生物多様性保全がなされている地域等における保全管理の取組を推進	・森林経営管理制度
②生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を通じた貢献 （森林施業における生物多様性への配慮）	生物多様性に配慮した計画	・地域森林計画等により、貴重な野生生物の保護に配慮した施業方法の指針を示す ・森林経営計画の作成の中核を担う森林施業プランナーや森林の持続経営を実践する森林経営プランナーを育成 ・森林資源の持続的な利用と保続培養の実現に向けた、一貫作業やエリートツリー等の新たな技術を取り入れた省力かつ低コスト造林体系の確立	・森林計画制度 ・森林プランナー育成対策 ・再生林低コスト化促進対策
	適切な森林整備に向けた人材育成		
	再生造林の推進		
（国内の森林資源の持続的な有効活用）	適切な生産活動を通じた木材の需要拡大への取組	・素材生産・流通・加工の低コスト化や品質・性能の確かな製品の安定供給体制の整備を中心とする構造改革を推進 ・CLTや木質耐火部材等の開発・普及、公共建築物や民間の非住宅分野等への国産材等の利用拡大を推進 ・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を推進 ・木質バイオマス由来のセルロースナノファイバー、改質リグニン等のプラスチック代替となる新素材の研究・技術開発及びその普及を促進	・林業・木材産業生産基盤強化対策 ・建築用木材供給・利用強化対策 ・林業・木材産業循環成長対策 ・林業・木材産業循環成長対策 ・木材需要の創出・輸出力強化対策 ・戦略的技術開発・実証

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3) 水産業

SDGs



GBF

2030ターゲット

2、3、4、5、7、8、9、10

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
①海洋環境の保全・再生の推進 （藻場・干潟を含む漁場環境の保全・再生）	水産業・漁村の多面的機能の発揮	・環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援	・水産多面的機能発揮対策事業
	水産生物の生活史に対応した水産環境整備	・水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進	・水産基盤整備事業
	サンゴ礁の保全・回復	・水産資源の産卵場、餌場、幼稚仔魚の育成場となっているサンゴ礁の面的な保全・回復のための技術の開発に取り組む	・漁村活性化対策費
	集落排水施設の整備	・農業用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き、都道府県が策定する污水处理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設を整備	・農村整備事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・デジタル田園都市国家構想交付金
	水質改善	・（污水处理人口普及率）2026年度 95% ・農業者の組織する団体等が実施する、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援	・環境保全型農業直接支払交付金
	赤土等の流出防止	・農村地域の環境保全及び農業利水に適切に対処するとともに、農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質浄化を図り、水資源の総合的な保全に資するための水質保全施設整備を実施	・水質保全対策事業
	赤潮・貧酸素水塊、栄養塩類不足への対応	・沖縄県及び奄美群島の農用地及びその周辺からの赤土等の流出を防止し、陸上（陸域）からの水質負荷軽減を目的とした耕土流出防止施設整備を実施	・水質保全対策事業
		・海域ごとの赤潮・貧酸素水塊や栄養塩類不足による漁業被害への対策技術の開発・実証・高度化を実施	・豊かな漁場環境推進事業
（海洋プラスチックごみの対策の推進）	環境に配慮した漁具等の開発	・クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を支援	・海洋プラスチック影響調査事業
	海洋ごみの回収・処理	・漁業者が操業中に回収した海洋ごみを持ち帰り、自治体が処分する体制の構築を推進	・海洋プラスチックごみ対策アクションプラン
②生物多様性に配慮した海岸環境・漁港漁場の整備の推進	漁業集落排水施設の整備	・都道府県が策定する污水处理に関する「都道府県構想」に基づき、集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設を整備	・水産基盤整備事業 ・農山漁村地域整備交付金（漁業集落排水施設の整備部分） ・地方創生整備推進交付金
	水産生物の生活史に対応した水産環境整備	・（污水处理人口普及率）2026年度 95% ・水産生物の生活史に対応した藻場・干潟から沖合域までの良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進	・水産基盤整備事業
③水産資源管理の一層の推進 （新たな資源管理システムの推進）	資源調査・評価の充実・精度向上	・資源評価対象魚種を順次拡大し、当該魚種の調査を開始	・水産資源調査・評価推進事業
		・（資源評価対象魚種数の拡大）2023年度 200種程度	
		・主要な漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築	・スマート水産業推進事業
		・（水揚げ情報を収集する市場数）2023年度 400市場以上	
		・電子的漁獲報告体制の構築（大臣許可漁業から順次拡大）	
		・（大臣許可漁業の電子的報告の実装割合）2023年度 100%	
		・我が国周辺水域の主要魚種（マイワシ、マサバ等）や公海等で漁獲される国際漁業資源（サケ、カツオ・マグロ等）について、調査・評価等を実施	・水産資源調査・評価推進事業
		・海洋環境の変動等による水産資源への影響を調査し資源変動メカニズム及び中・長期的な資源動向を究明する取組や、漁場形成及び漁獲状況等をリアルタイムに把握する取組等を支援	・水産資源調査・評価推進事業

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3) 水産業（つづき）

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
③水産資源管理の一層の推進 （新たな資源管理システムの推進）（つづき）	MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進	・（漁獲量）2030年度までに2010年度と同程度（444万トン）まで回復 ・従来のTAC魚種について、MSYベースの管理に移行するとともに、TAC魚種拡大について、漁獲量の多いものを中心に、その資源評価の進捗状況等を踏まえ、TAC管理を順次検討・実施 （我が国の漁獲量ベースのTAC管理の割合）2023年度 80%	・新たな資源管理システム構築促進事業
	IQ管理の導入	・大臣許可漁業のうち、IQ的な数量管理が行われているもの、現行制度で漁獲量の割当てを実施しているものについて、新漁業法に基づくIQ管理を導入するとともに、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業からIQ管理を導入	・新たな資源管理システム構築促進事業
	資源管理協定への移行	・現行の資源管理計画を資源管理協定に順次移行し、資源管理協定においては管理目標を定め、達成を目指すとともに、資源管理の効果の検証を定期的に行い、検証結果を取組内容に反映	・新たな資源管理システム構築促進事業
（国際的な資源管理）	国際水産資源の持続的利用	・地域漁業管理機関を通じた科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規制（IUU）漁業の排除	・カツオ・マグロ資源管理能力強化支援事業 ・持続的漁業達成事業
	捕鯨対策	・鯨類の資源管理に必要な科学的データの収集を推進するとともに、国際機関と連携しつつ、資源管理を推進	・持続的利用調査等事業 ・円滑化実証等対策事業
（実効ある資源管理のための取組）	資源管理のルールの遵守	・アワビ・ナマコ等の沿岸域の密漁、我が国周辺水域の違法外国漁船の取締りを強化するとともに、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」に基づく特定の水産動植物の国内流通の適正化を図る	・漁業法、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 等
④生物多様性に配慮した漁業の推進	混獲の削減	・サメ類や海鳥、ウミガメの混獲回避技術の開発や漁業者への普及・啓発を通じた混獲の削減	・豊かな漁場環境推進事業
	有害生物による漁業被害の防止・軽減	・トドの絶滅回避及び漁業被害の軽減の両立を図るため、科学的知見に基づく来遊個体群の管理を行う等の対策を推進	・有害生物漁業被害防止総合対策事業
	希少野生水生生物の保全	・希少な野生水生生物について、海洋生物の希少性の評価を行い、海洋生物のレッドリストを作成	・豊かな漁場環境推進事業
	脆弱な生態系の保護と持続的な漁業の共存	・地域漁業管理機関を通じて、底魚漁業が脆弱な生態系に与える影響の評価に基づく適切な保護措置を実施	・地域漁業管理機関（科学委員会）
⑤海洋保護区等の設定・運用	海洋保護区等の適切な設定・運用	・海洋保護区等の適切な設定や管理の充実を図るとともに、環境省と連携して、OECMに適合する海域を検討し、生物多様性の保全を推進	・豊かな漁場環境推進事業
⑥生物多様性に配慮した栽培漁業、持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進 （生物多様性に配慮した栽培漁業の推進）	環境・生態系と調和した栽培漁業の推進	・「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき、生態系や資源の持続性に配慮した栽培漁業を推進	・さけ・ます等栽培対象資源対策事業
（漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産の推進）	魚粉代替原料の開発、普及	・生餌給餌から配合飼料への転換や魚粉代替原料の開発、普及を推進	・養殖業成長産業化推進事業
	人工種苗生産技術の開発・普及	・ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において、人工種苗生産技術の開発・普及を推進 （ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖の人工種苗比率）2030年度までに13%	・養殖業成長産業化推進事業 ・内水面漁場・資源管理総合対策事業

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3) 水産業（つづき）

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産の推進） （つづき）	養殖における環境負荷の軽減	・養殖漁場ごとに漁場管理計画を定めて漁場を管理するとともに海洋環境への負荷軽減が可能な養殖業を推進 ・伝染性疾病の発生予防及び発生時における指導や、特定疾病のまん延防止措置等を支援 ・ワクチン等開発支援、組織的なワクチン接種推進等防疫体制整備を支援し、養殖魚における疾病被害を低減 ・薬剤耐性菌の監視・動向調査により、養殖魚における薬剤耐性菌の発生を低減	・養殖業成長産業化推進事業 ・消費・安全対策交付金（養殖衛生管理体制の整備） ・水産防疫対策事業 ・生産資材安全確保対策事業委託費
	さけ・ます増殖事業の推進	・国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施するふ化放流のモニタリングや技術開発の結果等を踏まえて、河川及びその周辺の生態系や生物多様性に配慮したさけ・ます増殖事業を推進	・さけ・ます等栽培対象資源対策事業
（内水面の保全の推進）	水産業・漁村の多面的機能の発揮	・環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援	・水産多面的機能発揮対策事業
	カワウ・外来魚等の食害対策	・効果的なカワウの個体数管理手法や外来魚の防除手法の開発を進め、それらを活用した防除活動等を促進	・内水面漁場・資源管理総合対策事業
	漁場環境に配慮した資源増殖	・漁場環境に配慮した増殖手法の開発や産卵場、種苗生産施設の整備等を推進	・内水面漁場・資源管理総合対策事業

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

4) 野生生物の適切な管理を通じた農林水産業への被害の防止

SDGs



GBF

2030ターゲット

4、6、9

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
①鳥獣被害の軽減及び里地里山の整備・保全の推進	鳥獣被害防止対策の推進	・鳥獣被害防止特措法に基づく市町村による被害防止計画の作成の推進 ・緩衝帯の整備による生息環境管理、防護柵の設置による被害防除、鳥獣の生息密度を適正に保つための個体数調整といった取組を総合的に支援 ・鳥獣被害対策実施隊の設置推進等による捕獲の担い手の育成・確保や、活動支援による捕獲体制の強化 ・（鳥獣被害対策実施隊の隊員数）2025年度 43,800人 ・広域捕獲、ICT等新技術活用の推進、焼却処分施設の整備、販路開拓や商品開発等による捕獲鳥獣の食肉等としての適正な利活用の促進、捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成などの対策の充実・強化 ・（ジビエ利用量）2025年度 4,000トン	・鳥獣被害防止総合対策交付金
②野生鳥獣による森林被害対策の推進	シカ等による森林被害の防止 森林の整備・保全	・シカ被害の甚大化を防止するため、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策を講じるとともに、捕獲や生息状況把握の省力化、効率化など、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな捕獲技術等の開発・実証を実施 ・森林の持つ国土保全機能の維持増進を図るため、国有林野内の奥地天然林や複数の都府県にまたがる地域において広域的かつ効果的なシカ捕獲を実施 ・（鳥獣害防止森林区域を設定した市町村のうちシカによる新たな森林被害発生面積が減少した市町村の割合）前年度以上 ・野生鳥獣の生息環境に配慮した針広混交林化、広葉樹林化等の森林の整備・保全活動を推進	・シカ等による森林被害緊急対策事業 ・森林整備事業
③野生生物による漁業被害対策の推進	トドによる被害の軽減 大型クラゲによる被害の軽減 カワウによる被害の軽減	・トドの絶滅回避及び漁業被害の軽減の両立を図るため、科学的根拠に基づく来遊個体群の管理を行う等、最新の科学的知見に基づく適正な保存管理を実施 ・大型クラゲの発生状況の調査、効果的な駆除等の適切な対策を講じる ・カワウ被害の低減のため効果的な個体数管理手法の開発・普及するとともに、環境省、都道府県等と広域的な連携を進め、全国各地で捕獲等を中心とした各種対策を効率的かつ効果的に実施する	・有害生物漁業被害防止総合対策事業 ・有害生物漁業被害防止総合対策事業 ・内水面漁場・資源管理総合対策事業
④外来生物の定着等の防止（外来生物法等に基づく外来生物対策）	特定外来生物の侵入・定着防止 外来種への理解の醸成	・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく、特定外来生物の飼養等許可の手続きを実施 ・多様な主体との連携を進めるため、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を活用し、外来種への関心と理解を高め、適切な行動を促す	・外来生物法 ・生態系被害防止外来種リスト
（農業、林業への被害等の防止）	特定外来生物による被害防止 農地や水路における外来生物のまん延防止 農作物被害の防止 森林・林業被害の防止	・外来生物法に基づく防除実施計画の確認・認定を受けることで、根絶を念頭に置いた捕獲を進める ・農業用水路の通水障害を引き起こす外来種（カワヒバリガイ、タイワンシジミ等）や侵入雑草（アレチウリ、ナガエツルノゲイトウ等）の防除・管理技術の開発促進 ・農作物に被害を与える病害虫（スクミリンゴガイ、クビアカツヤカミキリ等）については、都道府県等と連携し、適時・適切な防除を推進 ・現状の生態系への影響に配慮しつつ、順応的な駆除や生息域の拡散防止対策を実施	・外来生物法 ・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業 ・消費・安全対策交付金 ・公益的機能維持増進協定制度

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

4) 野生生物の適切な管理を通じた農林水産業への被害の防止（つづき）

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（水産業への被害等の防止）	内水面漁業被害の防止	・効果的な防除手法の開発・普及を行うとともに、水産業に被害を及ぼす特定外来生物（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）の防除に取り組む内水面漁協等を支援する	・内水面漁場・資源管理総合対策事業
	外来種の遊漁利用のあり方検討	・オオクチバスが遊漁利用されている湖沼においては、関係機関と協力して外来種に頼らない生業のあり方の検討を進める	
（我が国への侵入防止）	輸入植物検疫による侵入防止	・農作物等の有用な植物に被害を与えるおそれのある病害虫について、すべての植物等やその容器包装について、植物防疫所が検査（輸入植物検疫）を実施	・植物防疫法
	特定外来生物等の監視協力	・輸入植物検疫の対象となる病害虫以外について、輸入植物検疫において特定外来生物等である疑いのある生物を発見した際には、環境省からの協力依頼に基づき、植物防疫所から、税関及び環境省への連絡を行う	・外来生物法
（農林水産業に利用されている外来生物の定着等の防止）	産業管理外来種の定着等防止	・産業管理外来種に区分されている外来種については、在来種への転換を含む在来種の生息域への拡散や定着の防止対策を実施	・外来種被害防止行動計画
	セイヨウオオマルハナバチ対策	・在来種マルハナバチに転換するための実証、講習会の開催等を支援するとともに、在来種の生息域への拡散防止を行う等、適正な管理の必要性について周知徹底	・養蜂等振興強化推進 ・セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針
	公共事業における外来種利用の抑制	・公共事業においては、特定外来生物を含む「生態系被害防止外来生物リスト」に記載された外来種を避けることを基本とし、代替種が存在しない場合には、在来種の生息域への拡散防止対策を推進	
	内水面養殖業における産業管理外来種の管理	・ブラントラウト等の産業管理外来種については、関係者が連携して生息域の拡大防止の取組を推進	・水産分野における産業管理外来種の管理指針

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(2) サプライチェーン全体で取り組むことで生産者現場を後押しする

1) 生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築

SDGs



GBF
2030ターゲット

7、15、16

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（食料・農林水産業におけるプラスチック資源循環）	プラスチック資源循環の推進 環境に配慮した素材の漁具等の開発	・農畜産業から排出されるプラスチックの排出抑制、リサイクル率の向上に向け、農業現場の先進的な取組事例や廃プラのリサイクル技術等に関する調査を推進 ・環境配慮設計による減量化等の取組が消費者等に理解されるよう、環境配慮設計に関する情報収集や周知活動等の取組を支援 ・クジラを含む海洋生物に与える影響を抑制する漁具の開発を支援 ・（海洋プラスチックごみによる追加的な汚染を削減） 2050年までにゼロ	・プラスチック資源循環の推進 ・海洋プラスチック影響調査事業
（森林の有する多面的機能に配慮した木材等の流通の促進）	合法伐採木材等の流通及び利用の促進	・クリーンウッド法が目指す合法伐採木材等の流通及び利用拡大のため、幅広い関係者の参加による協議会を通じた普及啓発活動を実施	・木材需要の創出・輸出力強化対策
（生物多様性の保全に取り組む生産者からの優先調達を支援する認証制度等）	認証制度の活用	・森林認証材取得に向けた合意形成及び森林認証材の普及の取組も含めた、木材の持続的・安定的な供給体制構築への支援 ・水産エコラベルの国内外への認知度向上及び認証取得を促進 ・（国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証件数） 2025年度 225件	・森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業 ・日本発の水産エコラベル普及推進事業 ・水産エコラベル認証取得支援事業
（事業系食品ロス削減に向けた取組）	食品ロス削減	・商慣習の見直しに向けた実証・検討等 ・（事業系食品ロスを2000年度比で半減） 2030年度までに 547万トンを半減	・食品ロス削減総合対策事業
（サプライチェーンにおける金融機関の役割）	政策手法のグリーン化に向けた取組	・持続可能性の向上や環境保全に関するESG金融等を促進	・みどりの食料システム戦略

2. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(2) サプライチェーン全体で取り組むことで生産現場を後押しする

2) 生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進

SDGs



GBF

2030ターゲット

9、12、14、15、16

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（環境保全型農業に対する理解等の促進）	有機農業を含む環境保全型農業に対する消費者の理解と関心、信頼の確保	・国産の有機食品を取り扱う小売や飲食関係の事業者と連携し、生物多様性の保全や地球温暖化防止など、SDGsの達成に貢献する有機の取組の持つ価値や特徴を消費者に広く発信することにより国産の有機食品の需要喚起の取組を推進 ・（国内の有機食品市場への国産の供給割合）2030年度 84% ・国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これらを取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起する取組を支援 ・有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう支援	・国産有機サポーターズ ・有機食品バリューチェーン構築推進事業 ・有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク
（食育や農林漁業体験の推進）	森林における体験・ふれあいの場の提供 環境と調和のとれた食料生産とその消費に配慮した食育の推進	・優れた自然景観を有し、森林浴、自然観察等に適した国有林野を「レクリエーションの森」として国民の保健休養に供するとともに、民間団体等に国有林野のフィールドを提供する「協定締結による国民参加の森林づくり」や企業等と分収林契約を締結する「法人の森林」の設定等により、国民による森林づくりを推進 ・第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進するとともに、食育全国大会の開催やフードガイドの見直しを行い、食育の全国展開を図る	・新たな森林空間利用創出対策（森林景観を活かした観光資源の整備事業） ・消費・安全対策交付金（地域での食育の推進） ・食育活動の全国展開委託事業
（持続可能な生産消費の促進）	あふの環2030プロジェクト	・あふの環プロジェクトをプラットフォームとし、多様なステークホルダーとの対話を進めながら、価格と品質重視の消費から持続可能性重視の消費へと価値の行動変容を促し、持続可能な生産消費を促進	・フードサプライチェーンの環境配慮見える化推進事業
（農業・農村の役割に対する理解等の促進）	都市と農村の交流や定住を促進	・市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や都市住民の都市農業への理解醸成の取組等への支援により、都市農業の多様な機能の発揮を促進 ・農泊に取り組む地域における実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等の一体的な支援を実施 ・世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組を支援	・農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策） ・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農泊推進型） ・農山漁村振興交付金（農山漁村情報発信事業）
（鳥獣被害対策の理解促進）	地域資源として捕獲鳥獣の利活用に向けた取組	・捕獲の担い手の育成・確保等の各種対策に加え、捕獲鳥獣の食肉等としての適正な利活用の促進、衛生管理の知識を有する捕獲者や処理加工施設に従事する者の人材育成、野生鳥獣肉（ジビエ）のブランド化など、地域資源として捕獲鳥獣の利活用に向けた取組を推進 ・（鳥獣被害対策実施隊の隊員数）2025年度 43,800人 ・（ジビエ利用量） 2025年度 4,000 t	・鳥獣被害防止総合対策交付金
（国民参加の森林づくり等の推進）	森林・林業が果たす役割等の普及啓発の促進	・企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事の開催を通じた普及啓発活動の促進、森林環境教育や木育の推進、林業体験学習等の促進等を推進	・カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策
（内水面漁場・生態系の保全に対する理解促進）	内水面生態系の普及啓発	・国民に広く内水面生態系の重要性とその保全・復元を担う漁協の活動を広げる漁協による普及啓発活動を促進	・内水面漁場・資源管理総合対策事業

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する

（1）農林水産空間の保全と利用を担う人材の確保と育成

SDGs



GBF
2030ターゲット

1、2、3、10、22、23

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（農村地域における対策）	中山間地域等への支援	・中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援 ・（中山間地域等の農用地面積の減少防止）2024年度 7.5万ha	・中山間地域等直接支払交付金
	農村環境を活用した取組への支援	・農泊に取り組む地域における実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等の一体的な支援を実施	・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農泊推進型）
	スマート農業技術の社会実装の推進	・省力化や軽労化に資するロボット・AI・IoTなど先端技術を活用したスマート農業技術の社会実装の推進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業 ・スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト
	新規就農者の育成・確保	・農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、経営発展のための機械・施設等の導入の支援とともに、地域におけるサポート体制の充実を支援	・新規就農者育成総合対策
	女性活躍の推進	・地域をリードする女性農業者の育成や女性が働きやすい環境づくりの推進	・女性が変わる未来の農業推進事業
（山村地域における対策）	山村地域の活力維持に向けた取組	・林業の新規就業者の確保・育成に向け、就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修等に必要な経費を支援 ・（新規就業者（林業作業士（フォレストワーカー）1年目研修生）の就業3年後の定着率）2025年度 80% ・健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を実施。	・「緑の雇用」担い手確保支援事業 ・新たな森林空間利用創出対策
（漁村地域における対策）	新規就業者の確保	・漁業への就業前の者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着の促進、海技士免許等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援 ・（新規就業者数）各年度 2,000人	・経営体育成総合支援事業

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する

（2）農林水産空間の保全・利用の推進

SDGs



GBF
2030ターゲット

1、2、3、10、11

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（農山漁村の活性化に向けた対策）	多岐にわたる生物多様性保全の取組	・農業・農村の有する多面的機能を次世代に継承し、その便益を国民が幅広く享受できるよう、集落内外の多様な人材・土地改良区等の組織と協力しながら、地域の共同活動への参加者を増加 ・地域の農業者だけでなく多様な主体の参画を得て、地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を保全管理する取組と併せて、水質保全や生態系保全等の農村環境の向上に資する取組を支援 ・（地域による農地・農業用水等の保全管理への延べ参加者数）2025年度 延べ1,400万人・団体 ・世界農業遺産及び日本農業遺産について、情報発信を通じた認知度向上等の取組を支援	・中山間地域等直接支払交付金 ・多面的機能支払交付金 ・農山漁村振興交付金（農山漁村情報発信事業）

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する

(2) 農林水産空間の保全・利用の推進（つづき）

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（里山林の継続的利用に向けた対策）	多様な主体による里山林への働きかけの推進	・（森林ボランティア団体数）2025年度 4,582団体 ・森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民等による活動組織が実施する森林の保全管理等の取組を支援 ・森林の持続可能性が確保された形で木質バイオマスのエネルギー利用を進める	・森林・山村多面的機能発揮対策 ・林業・木材産業循環成長対策 ・木材需要の創出・輸出力強化対策
（漁村環境の保全・利用の推進）	都市と漁村の交流・定住の推進	・渚泊やワーケーション等による都市漁村の交流人口や関係人口を創出する取組の推進 ・（漁村の活性化により都市漁村交流人口）おおむね200万人増加	・農山漁村振興交付金

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する

(3) 森里川海を通じた生物多様性保全の推進

SDGs



GBF
2030ターゲット

10、11、12

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
（田園地域における生物多様性保全の推進）	田園地域や里地里山の環境整備の推進	・中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援 ・（中山間地域等の農用地面積の減少防止）2024年度 7.5万ha ・生物多様性保全に配慮した環境保全型農業を推進	・中山間地域等直接支払交付金 ・環境保全型農業直接支払交付金
（森里川海が一体となった生物多様性保全の推進）	保安林の指定の計画的な推進 漁場保全のための整備	・魚つき保安林など、公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進 ・環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援	・保安林制度 ・水産多面的機能発揮対策

3. 農林水産空間の保全・利用を推進する

(4) 生態系を活用した防災・減災の推進

SDGs



GBF
2030ターゲット

11

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
生態系を活用した防災・減災の推進	農業・農村の強靱化の推進 治山対策の推進	・頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組を推進 ・保安林等における治山施設の設置、機能の低下した森林の整備、海岸防災林等の整備を推進 ・（適切に保全されている海岸防災林等の割合）2023年度 100%	・農業農村整備事業（農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策） ・治山事業

4. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

（１）農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

SDGs



GBF
2030ターゲット

4、5、9、13

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進	遺伝資源の収集・保全、利用	・国内外の遺伝資源の収集・保存等を行うとともに、遺伝資源情報の統合的な管理を可能とするネットワーク（PGRJapan）を構築 ・（アジア地域等の未探索遺伝資源の収集・保存） 2025年度までに3千点以上 ・（耐病性や機能性等の有用形質を組み込んだ中間母本等の育成） 2025年度までに5点以上 ・（PGRJapanの構築を通じた遺伝資源の保存点数） 2025年度までに3万点以上増加させる見通しを立てる ・農業分野に関わる遺伝資源について、探索収集から特性評価、保存、配布及び情報公開を実施 ・生物多様性の保全の観点で重要な林木遺伝資源の収集・保存・評価を推進 ・気候変動等に対応した新品種の開発に必要な海外遺伝資源の取得や利用を円滑に進めるため、遺伝資源保有国における遺伝資源に係る制度等の調査、遺伝資源の保全の促進及び信頼関係の構築に向けた能力開発等を実施 ・ITPGRの「多数国間の制度」を通じて我が国の品種開発の発展にとって重要な植物遺伝資源の導入を円滑に推進 ・地鶏等の地域資源の安定的な活用に資するPGCs（始原生殖細胞）を利用した家きん遺伝資源の保存等技術の普及を推進	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業 ・農業生物資源ジーンバンク事業 ・森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 ・気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進事業 ・食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）拠出金 ・畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち家畜能力等向上強化推進
	食文化の保護・継承による農山漁村の活性化	・各地固有の郷土料理等の食文化の保護・継承に取り組むことにより、農山漁村の活性化につなげる	・食文化の多角的な価値の整理・情報発信事業

4. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進

（２）遺伝子組換え農作物等の規制等による我が国の生物多様性の確保

SDGs



GBF
2030ターゲット

17

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
遺伝子組換え農作物等の規制等による我が国の生物多様性の確保	遺伝子組換え農作物等の規制	・遺伝子組換え農作物等について、生物多様性への影響に関する科学的な評価を実施し、問題のないもののみ使用等を承認	・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）
	ゲノム編集農作物等の情報提供	・ゲノム編集農作物等について、その生産・流通に先立ち、生物多様性への影響について、問題ないことを確認した上で、情報提供を受け付け公表	・農林水産分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の生物多様性影響に関する情報提供等の具体的な手続について（通知）

5．農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する
(1) 農林水産空間の生物多様性に係る調査・研究
(2) 農林水産分野における生物多様性保全の取組の見える化
(3) 金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討

SDGs

2

12

14

15

GBF
2030ターゲット

15、16、21

項目	関連施策	関連施策の内容（目標）	事業名等
農林水産空間の生物多様性に係る調査・研究 （農業生態系の生物多様性に係る取組の推進）	農法の生物多様性への効果の評価方法の活用 生態系サービスの評価と効果的な農法の開発	・生物多様性の保全に貢献する農法の効果を水田の鳥類とそのえさ生物や植物を用いて評価する手法の活用を図る ・農業が生物多様性から受ける恩恵（生態系サービス）のうち、野生昆虫類による送粉機能及び土着天敵類による病害虫防除機能を高精度かつ効率的に評価できる技術の開発を推進。	・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業
（森林生態系の生物多様性に係る取組の推進）	森林資源のモニタリングの推進	・木材生産のみならず、生物の多様性、地球温暖化防止、流域の水資源の保全等、国際的に合意された「基準・指標」に係るデータを統一した手法により収集・分析する森林資源のモニタリングを推進	・森林生態系多様性基礎調査
（海洋生態系の生物多様性に係る取組の推進）	資源動向等のデータの蓄積	・沿岸や外洋で漁獲される主要な漁業対象種の資源動向やその変動要因についての調査研究を継続し、データの蓄積を行う	・水産資源調査・評価推進事業
農林水産分野における生物多様性保全の取組の見える化	生物多様性の保全の取組の見える化手法の検討	・生物多様性の保全の取組の見える化手法の状況を調査・分析し、生産者や企業等の参考となる情報の提供を進める	・フードサプライチェーンの環境配慮見える化推進事業
金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討	国際動向等の情報提供	・食料・農林水産業に関わる企業が、企業のESG評価手法や情報開示義務等に関する国際動向について必要な情報を適時に入手するとともに、企業評価に活用できる生物多様性データ提供を検討し、スムーズな移行を進められるように、関係省庁と連携して後押しする	・あふの環プロジェクト
	ESG投融資拡大に向けた関連施策の推進	・食料・農林水産業に関わる企業のESG評価の向上と投融資の拡大に向けた関連施策の推進	・フードサプライチェーンの環境配慮見える化推進事業

VII. 用語集

1. 五十音順

用 語	解 説
あふの 環 2030 プロジ ェクト	国連の持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、食と農林水産業の持続可能な活動を促進するプロジェクト。2022 年 12 月末時点で 173 社・団体等が参加。
磯焼け	浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的消長や多少の経年変化の範囲を超えて著しく衰退又は消失して貧植生状態となる現象。磯焼けが発生すると、藻場の回復に長い年月を要し、磯根資源の減少や成長不良を招き、沿岸漁業に大きな影響を及ぼす。
遺伝子組換え技術	ある生物から目的とする遺伝子（DNA）を取り出し、別のターゲット生物のゲノムに導入することで、その生物に新しい性質を付与する技術。
イノベーション	技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。
エリートツリー	スギ、ヒノキ等の樹木について、成長や材質等の形質が良い個体として選抜された樹木（精英樹）同士で人工交配等を行い、これにより得られた個体の中からさらに選抜されるスギやヒノキ等のこと。
エシカル消費	より良い社会に向けて、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。具体的には、障がい者等の支援につながる商品を選ぶ、フェアトレード商品や寄付金付きの商品を選ぶ、環境配慮型の商品や生物多様性に配慮した商品（認証制度の商品）を選ぶ、地元の産品や被災地の産品を買うなどが含まれる。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。2020 年 10 月に、菅総理大臣（当時）は「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言した。
改質リグニン	リグニンは木材の約 3 割を占める主要成分の 1 つであり、「改質リグニン」は、国産スギを原料とし、それに含まれるリグニンを改質した、耐熱性等の機能と加工性を併せ持つ素材。自動車の内外装品など、様々な利用が期待されている。
海洋生分解性プラスチック	プラスチックとしての機能や物性に加えて、海洋中で微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチックのこと。
カスケード利用	木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等としての再利用を経て、最終段階では燃料として利用すること。
カルタヘナ議定書	正式名称は、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」。遺伝子組換え生物等による生物多様性への悪影響を防ぐための枠組であり、2003 年 9 月に発効。我が国は同年 11 月に本議定書を締結し、翌年 2 月に我が国について効力を発生。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。
間接要因	IPBES（2019 年）によれば、社会の制度とガバナンス、それが他の要素に与える影響などといった、人為的な直接要因を引き起こすことで自然の変化に間接的に影響を与える要素のこと。間接要因の背景には、社会的な価値観や行動様式がある。
機関投資家	株式、債券などの有価証券への投資による収益を、資産運用の主たる収益源としている法人その他の団体の投資家のこと。生命保険会社、損害保険会社、信託銀号、投資顧問会社、年金基金や年金信託などが代表例。

グラウンドワーク活動	地域の環境整備等の実施に際し、従来の行政主導の計画策定・事業実施にかわり、住民が積極的に参加するとともに、企業が地域社会への貢献等の観点から参画し、住民・行政・企業の3者のパートナーシップによりグラウンド（生活の現場）に関するワーク（創造活動）を行うもの。
ゲノム編集	狙った遺伝子を意図的に変化させることにより、品種改良のスピードを速めたり、従来では困難であった品種を開発できる育種技術の一つ。目的外の遺伝子（オフターゲット）を切断する場合もあることが報告されているが、従来の品種改良でも起こるものであり、また、その可能性は低いことから、万が一、目的以外の遺伝子を切断したとしても、従来の品種改良と同様に目的以外の変異がないものを選抜して利用。
抗菌剤	細菌感染症治療に有効な薬剤。畜水産分野において、家畜・養殖水産動物の治療を目的とする動物用医薬品として使用されている。
高度回遊性魚類	排他的経済水域の内外を問わず広域的に回遊するかつお・まぐろ等の魚種。
国際財務報告基準（IFRS）財団	IFRS 基準の開発とその採用の促進を担う民間の非営利公益団体。世界経済の信頼性、成長、長期的な金融安定性を促進することにより、公共の利益に貢献することを目的に、2001年に設立。 IFRS 基準には、国際会計基準審議会（IASB）が設定するIFRS 会計基準と、2021年11月に設立された国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が設定するIFRS サステナビリティ・ディスクロージャー基準がある。現在、IFRS 会計基準は140以上の国・地域で適用されている。
国際的に行われている有機農業	「国際的に行われている有機農業」とは、有機JASに定められた取組水準の有機農業のこと。「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。
国連海洋法条約	1982年に国連において採択され、1994年に発効した国際海洋秩序に関する包括的な条約。領海、排他的経済水域、大陸棚、公海、深海底などの海域の区分や、沿岸国が排他的経済水域内における資源についての主権的権利と生物資源の保存・管理最適利用措置をとる義務を有することなどを定めている。
再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等、非化石エネルギー源のうち持続的に利用することができるものをエネルギー源とするエネルギー。
サプライチェーン	原材料としての資源が採取されてから、製品として最終消費者に届くまでの、生産、加工、流通等の供給プロセスのつながりのこと。国内の生産活動は、サプライチェーンを通じて国内外の環境に影響を与えている。環境負荷を削減し、自然資源を将来に渡って利用するために、持続可能なサプライチェーンを構築する必要がある。
自然資本	自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方のもと、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のこと。
自然を活用した解決策（NbS）	Nature-based Solutions；自然を活用した解決策。 自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につながる考え方のこと。2022年の第5回国連環境総会再開セッションにおける決議では、「自然又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋の生態系を保護、保全、回復、持続可能に利用、管理するための行動で、社会、経済、環境の課題に効果的かつ適応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、回復力、生物多様性への利益を提供するもの」とされる。
社会変革（Transformative Change）	IPBES（2019年）によれば、パラダイム、目標及び価値観を含む、技術、経済、社会の根本的なシステム全体にわたる再構成のこと。2030年以降、自然の保全と持続可能な利用及び持続可能な社会の実現に向けた目標を達成するために、実施が求められるものである。

食品ロス	国民に供給された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品。
食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）	2001年にFAO（国連食糧農業機関）総会において採択され、2004年に発効した条約。持続可能な農業と食料安全保障のため、生物多様性条約と調和しつつ、参加国が、食料・農業のための研究、育種及び研修のための利用及び保全の目的にのみ植物の遺伝資源を提供する等の共通ルールを定め、簡易な手続きにより植物遺伝資源を取得できるようにする多国間システムを構築。
食料システム	食料・農林水産業に由来する食品の生産、集約、加工、流通、消費、廃棄に関する全ての範囲の関係者及びそれらに関連する付加価値活動、ならびにそれらが埋め込まれているより広い経済、社会及び自然環境を含むもの。
人工種苗	種苗とは、水産増養殖に用いる魚類や藻類、貝類などの稚魚、幼生であり、「人工種苗」とは飼育環境下で作出された種苗のこと。
侵略的外来種	もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもの。
森林サービス産業	健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して、山村地域における新たな雇用と収入機会を生み出す産業。
森林、農業、コモディティ貿易（FACT）対話	Forest, Agriculture and Commodity Trade Dialogue の和訳。 国連気候変動枠組条約第26回締結国会議（COP26）議長国である英国が主催する、森林減少を伴わない農産物サプライチェーンの構築に向けた協力を目的とする国際的な対話。COP26において、署名国の間で協力を進めていくことを表明する共同声明が公表。
水産エコラベル	生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示する仕組み。
スマート農林水産業・スマート技術	ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用した農業、林業、水産業。
生態系サービス	人間が生態系から得ることのできる便益。ミレニアム生態系評価では、供給的サービス（食べもの、水、木材等）、調整サービス（気候などの制御・調節）、文化的サービス（レクリエーションや教育の場としての活用）、基盤的サービス（光合成による酸素の供給や栄養循環。他の生態系サービスを支える）の4つに分類している。
生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）	Ecosystem-based disaster risk reduction；生態系を活用した防災・減災。グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、地域において防災・減災対策を実施・検討する際に、自然災害に対して脆弱な土地の開発を避け、人命や財産が危険な自然現象に暴露されることを回避する（暴露の回避）とともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる（脆弱性の低減）という考え方。
生物多様性	生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とする。生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定など、我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方を示す。

生物多様性条約 (CBD)	Convention on Biological Diversity ; 生物多様性条約。 1992 年、国連環境開発会議（地球サミット）開催にあわせ「気候変動枠組条約」とともに「生物多様性条約」が採択。熱帯雨林の急激な減少、種の絶滅の進行への危機感、人類存続に不可欠な生物資源消失への危機感が動機となり、生物全般の保全に関する包括的な枠組を設けるため作成。1993 年に発効。同年に我が国は締結。本条約は、①地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全、②生物資源を持続可能であるように利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分を目的とする。
世界遺産	「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」に基づいて作成される「世界遺産リスト」に登録された物件。建築物等を対象とする文化遺産、自然の地域等を対象とする自然遺産、両者の価値を有する複合遺産に分類される。同条約は、世界の文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し保存していくために、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とし、1972 年に UNESCO（国連教育科学文化機関）総会で採択され、1975 年に発効した。
世界経済フォーラム	グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体。1971 年、スイスの経済学者クラウス・シュワブによって設立された。
世界農業遺産 (GIAHS)	Globally Important Agricultural Heritage Systems ; 世界農業遺産。FAO(国連食糧農業機関)が 2002 年から開始。生物多様性の保全に寄与する農法など、次世代へ継承すべき持続的な農林水産業システムを認定する制度。
責任投資原則 (PRI)	Principles for Responsible Investment ; 責任投資原則。 ESG 要素が投資のパフォーマンスに影響を与えうることを示し、投資に ESG 要素を組み込むことを推進する投資原則のこと。コフィー・アナン国連事務総長（当時）の主導で、国連グローバル・コンパクト（UNGC）及び国連環境計画（UNEP）の金融イニシアティブが事務局となり、国際的な機関投資家のグループが策定して 2006 年に発足した。署名機関数は、発足年の 63 から、2021 年現在で 3,800 を超えるまでに拡大している。
セルロースナノファイバー	植物の細胞壁の主成分セルロースの繊維をナノメートルレベルまで細かくほぐしたもので、樹脂やゴム、ガラスなどとの複合材料は軽量ながら高強度といった特性を持つ素材であり、一部で実用化も進んでいる。
総合防除	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件を整備する予防的な取組を基本として、病害虫の発生状況に応じて、多様な防除方法を適切に組み合わせる病害虫・雑草の管理手法。これにより、病害虫等の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、そのレベルを維持する。
ダスグプタ・レビュー	2021 年に英国財務省から発表された、生物多様性と経済の関係を分析した英ケンブリッジ大学ダスグプタ名誉教授による報告書。生態系のプロセス及び経済活動がそれらに及ぼす影響への理解の下、経済学及び意思決定において自然を考慮するための新しい枠組みを提示。
地域漁業管理機関	広範囲に回遊するかつお・まぐろ類等について、ある一定の広がりを持つ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置される国際機関。関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定。
地球規模生物多様性概況第 5 版 (GB05)	Global Biodiversity Outlook 5 ; 地球規模生物多様性概況第 5 版。生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標の最終評価として、生物多様性事務局が各締結国の国別報告書と IPBES アセスメント等を基に取りまとめ、2020 年に公表。

直接要因	自然の変化に対して直接影響を与える要素のこと。人間が制御できない自然要因（地震、火山噴火、津波、極端な気象現象など）と、人間の意思決定によって生じる人為的要因（生息地の改変、森林減少と植林、野生個体群の利用、気候変動、土壌・水・大気汚染、種の導入など）を含む。 IPBES（2019 年）は、生物多様性の損失への影響が大きい順に、①土地と海の利用の変化、②生物の直接採取（漁獲、狩猟含む）、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入、の 5 つの直接要因を提示した。
特定外来生物	外来生物法に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から政令で指定される外来生物（海外起源のものに限る）のこと。 特定外来生物に指定された場合、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制され、また被害がすでに生じている場合又は生じるおそれがある場合には国や地方公共団体等による防除が行われる。
中干し	イネの栽培中に水田の水を抜き、土壌を乾かすこと。倒伏の防止、過剰分げつの抑制、有害ガスの除去、土を固くすることによる作業性の向上などの効果がある。生育に水が必要なオタマジャクシやヤゴが上陸するまでの時期を避けて行うことで、これらの生物への影響を軽減できる。
名古屋議定書	正式名称は「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」であり、2010 年の生物多様性条約第 10 回締結国会議（COP10）で採択された。農作物の新品種開発などに必要な海外の遺伝資源の円滑な入手と、その利用から生ずる利益の一部を遺伝資源提供国へ配分するためのルールを定めている。
名古屋・クアラルンプール補足議定書	正式名称は「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書」であり、MOP5 で採択された。遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の責任と救済に関して、締約国が講じるべき措置を規定する。
排他的経済水域	沿岸国の領海基線から 200 海里の範囲内で設定が認められている海域。天然資源の探査、開発、保存及び管理等のための主権的権利並びに、人工島、施設及び構築物の設置及び利用、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査等に関する管轄権を有する。
パリ協定	2015 年にパリで採択された気候変動に関する国際的な枠組み。世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続すること、このために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成することを目指すこと等を定めている。
微生物叢	生態系における生きた微生物の集合のこと。
プラネタリー・バウンダリー	人間活動による地球システムへの影響を客観的に評価する方法の一つ。地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされている。
ブロックチェーン	コンピューターネットワーク上のデータを管理する技術のひとつ。「ブロック」と呼ばれるデータを鎖のように連結することで、データの履歴を管理することができる。生産や流通経路の情報などを把握・管理する目的での活用が期待されている。
ペレット化	物質を粒状に成形すること。堆肥ではペレット化することにより、保管性が向上し、広域流通や、散布が容易となる等のメリットがある。
保護樹帯	皆伐を行う場合に新生林分の保護、公益的機能の確保のために保残される樹林帯。